



令和7年度第2回石川県環境審議会企画計画部会

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

石川県環境総合計画の改定について

- (1) 計画の骨子案について
- (2) 施策の展開について
- (3) 改定スケジュールについて

<配布資料>

- 資料 1 石川県環境審議会企画計画部会委員名簿
- 資料 2 石川県環境総合計画（骨子案）について
- 資料 3 石川県環境総合計画の施策の展開について
- 資料 4 石川県環境総合計画の改定スケジュールについて
- 資料 5 石川県環境審議会部会報告について

日 時：令和7年12月22日 10:00～

場 所：石川県庁行政庁舎11階1109会議室

参考 1 ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

参考 2 石川県環境審議会運営要領

参考 3 石川県環境審議会及び各部会におけるご意見

参考 4 県民意識調査の実施結果について（概要）



石川県環境審議会企画計画部会委員名簿

資料 1

氏 名

役 職 名

青海 万里子 金沢エコライフくらぶ代表

一恩 英二 石川県立大学教授

市原 あかね 金沢大学名誉教授

井村 久則○ 金沢大学名誉教授

城戸 照彦 金沢大学名誉教授

近藤 安爲 石川県森林組合連合会代表理事長（欠席）

新 広昭 金沢星稜大学副学長・教授

甚田 和幸 石川県町会区長会連合会副会長

中村 浩二 金沢大学名誉教授

野口 強 (株)北國新聞社論説委員

氏 名

役 職 名

橋本 昌子 金沢商工会議所女性会長（オンライン）

長谷川 浩 金沢大学理工研究域物質化学系教授

服部 紀子 日本労働組合総連合会石川県連合会執行委員

早川 和一○ 金沢大学名誉教授

早川 芳子 会議通訳者（オンライン）

廣澤 貴子 JA石川県女性組織協議会長（オンライン）

古池 博 石川県地域植物研究会長

前 哲雄 石川県町長会長（欠席）

宮下 隆司 石川県医師会理事

村山 卓 石川県市長会長（欠席）

※ 敬称略、

○は部会長、○は部会長職務代理

令和7年度第2回石川県環境審議会企画計画部会 座席表

入口

ウォーターサーバー

記者席

入口

野口 委員 長谷川 委員 服部 委員 古池 委員 宮下 委員

日時：令和7年12月22日（月）10:00～
場所：県庁行政庁舎11階1109会議室

一恩
委員

早川(和)
部会長

井村
委員

新
委員

(オンライン出席)
橋本委員
早川(芳)委員
廣澤委員

モニター

青海
委員 市原
委員 城戸
委員 甚田
委員 中村
委員

環境政策課
蟹由
課長
端根
次長
浅野
副知事
成瀬
部長
道下
参事
川畠
次長

岩城
課参事
井龍
室次長
皆本
課長
岡
課長
能登
課長

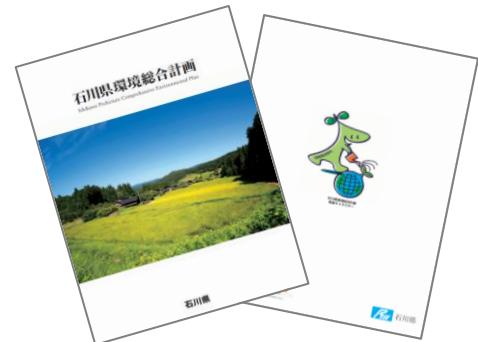
N
課
資源循環
環境課
自然課

事務局

事務局

関係課
オンライン出席

—石川県環境総合計画（骨子案）について—



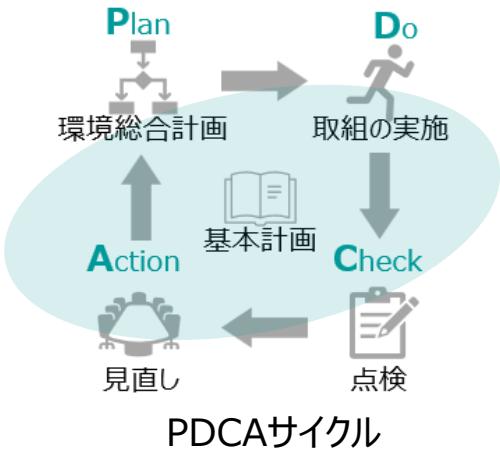
石川県環境総合計画（骨子案）の体系

計画の位置づけ

- ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づく「県行動計画」
 - ・地球温暖化対策推進法に基づく「**地方公共団体実行計画**」
 - ・廃棄物処理法に基づく「**廃棄物処理計画**」
- **県再生可能エネルギー推進計画**

P.7参照

など



計画の期間

計画の目標年次を2030年（令和12年）とした**5か年計画**

計画策定の背景

国は、令和6年5月に、すべての環境分野を統合する最上位計画である、「第六次環境基本計画」を策定するとともに、令和7年2月に「地球温暖化対策計画」と「エネルギー基本計画」を策定し、**新たな温室効果ガスの削減目標**を示した。県は、現行の「環境総合計画」に基づく取組により、本県の環境の維持向上に貢献（計画期間：R2～R7）

P.11参照

▼
現行計画の期間が、今年度で最終年度を迎えるほか、**国の諸計画に留意した新たな計画の策定が必要**

基本理念

「幸福度日本一の石川県」の実現に向け、**環境と経済が調和した持続可能な社会の構築**による**ウェルビーイング**の向上



施策の展開

計画の推進

行動目標を定め、実施状況を把握とともに、定期的に**県環境審議会**において、**審議**（Check）

資料3



石川県環境総合計画の改定方針について（参考）

改定方針

環境審議会資料（一部変更）

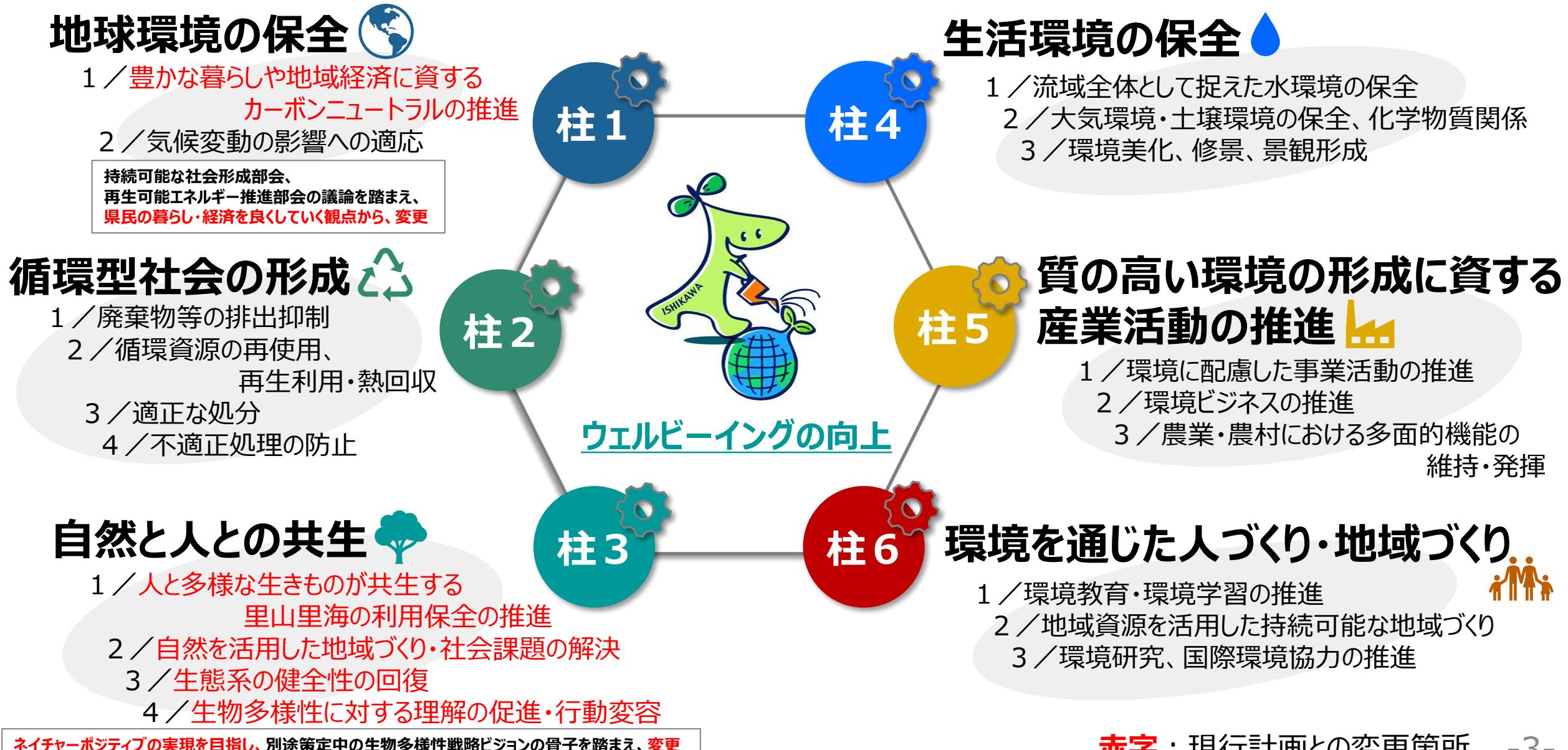
●国の環境に関する最上位計画である第六次環境基本計画においては、環境負荷の総量を削減し、ウェルビーイングの実現を図るため、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保・自然共生、水・大気・土壤の環境保全、環境教育などの重点的施策を着実に推進することとされている。

●本県においては、「**石川県成長戦略**」に掲げる、**幸福度日本一の石川県の実現に向けて**、地球環境を保全するための気候変動対策等の取組を加速化させるほか、循環型社会の形成等の環境政策については、引き続き、着実に推進することで、ウェルビーイングの向上を図ることを基本的な考え方としたうえで、

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環やネイチャーポジティブなどの、国の諸計画等における新たな視点を踏まえるとともに、令和6年能登半島地震等の災害からの復興の観点を盛り込んだ計画とするほか、

●国「地球温暖化対策計画」及び「エネルギー基本計画」の策定を踏まえ、石川県再生可能エネルギー推進計画を石川県環境総合計画に統合して一体的に改定する。

石川県環境総合計画の6つの柱について



第1章 地球環境の保全

1 地球温暖化の防止

①県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

・各部門の徹底した省エネルギー対策等の推進

・再生可能エネルギーの導入促進

・環境に配慮した事業活動の推進、環境ビジネスの創出など

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

②緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

③県庁における温室効果ガスの排出削減

2 気候変動の影響への適応

第2章 循環型社会の形成

1 廃棄物等の排出抑制

2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

3 適正な処分

4 不適正処理の防止

旧

新

第1章 地球環境の保全

1 豊かな暮らしや地域経済に資する

カーボンニュートラルの推進

①県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

(削除)

(削除)

(削除)

②地域と共生した石川型の再生可能エネルギーの導入促進

・地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

・災害レジリエンス強化、産業の持続的発展及び

地域の活性化などの政策課題の解決

・石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和

③緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

④県庁における温室効果ガスの排出削減

2 気候変動の影響への適応

第2章 循環型社会の形成

1 廃棄物等の排出抑制

2 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

3 適正な処分

4 不適正処理の防止

第3章 自然と人との共生

1 地域の特性に応じた自然環境と生物多様性の保全

①自然公園の適切な保護管理

②里山里海の保全・利用

2 種の保存の推進

3 野生鳥獣の保護管理の推進

4 自然とのふれあいの推進

旧

第4章 生活環境の保全

1 流域全体として捉えた水環境の保全

①健全な水環境の保持

②良好で安全な水質の保全

③水辺環境の保全

2 大気環境・土壤環境の保全、化学物質関係

3 環境美化、修景、景観形成

4 開発行為に係る環境配慮

新

第3章 自然と人との共生

1 人と多様な生きものが共生する

里山里海の利用保全の推進

(削除)

(削除)

2 自然を活用した地域づくり・社会課題の解決

3 生態系の健全性の回復

4 生物多様性に対する理解の促進・行動変容

第4章 生活環境の保全

1 流域全体として捉えた水環境の保全

①健全な水環境の保持

②良好で安全な水質の保全

③水辺環境の保全

2 大気環境・土壤環境の保全、化学物質関係

3 環境美化、修景、景観形成

4 開発行為に係る環境配慮

第5章 質の高い環境の形成に資する

産業活動の推進

- 1 環境に配慮した事業活動の推進
- 2 環境ビジネスの推進
- 3 農業・農村における多面的機能の維持・発揮

旧

第6章 環境を通じた人づくり・地域づくり

- 1 環境教育・環境学習の推進
- 2 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- 3 環境研究、国際環境協力の推進

新

第5章 質の高い環境の形成に資する

産業活動の推進

- 1 環境に配慮した事業活動の推進
- 2 環境ビジネスの推進
- 3 農業・農村における多面的機能の維持・発揮

第6章 環境を通じた人づくり・地域づくり

- 1 環境教育・環境学習の推進
- 2 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- 3 環境研究、国際環境協力の推進

国の計画

環境基本計画

※個別分野の重点的施策

<気候変動対策※>

→ 地球温暖化対策計画

→ 気候変動適応計画

→ エネルギー基本計画

<循環型社会の形成※>

→ 循環型社会形成推進基本計画

→ 廃棄物処理法基本方針

→ 食品ロス削減推進法基本方針

<生物多様性の確保・自然共生※>

→ 生物多様性国家戦略

<環境リスクの管理等※>

<各種施策の基盤となる施策※>

→ 環境教育等促進法基本方針

環境基本計画の個別分野の重点的施策を取組の柱としつつ、
国の個別計画等の内容に留意



石川県環境総合計画※

※根拠：ふるさと石川の環境を守り育てる条例

計画推進のための取組

<1 | 地球環境の保全>

- 地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画
- 気候変動適応法に規定する地域気候変動適応計画
- 石川県再生可能エネルギー推進計画 新 新たに位置づけ

<2 | 循環型社会の形成>

- 廃棄物処理法に規定する廃棄物処理計画
- 食品ロス削減推進法に規定する食品ロス削減推進計画

<3 | 自然と人との共生>

- ふるさと環境条例に規定する
自然と人との共生に関する基本指針

<4 | 生活環境の保全>

- ふるさと環境条例に規定する
水環境の保全に関する施策の大綱等

5 | 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進

<6 | 環境を通じた人づくり・地域づくり>

- 環境教育等促進法に規定する行動計画

現 状

石川県環境総合計画に基づき、県民・事業者・民間団体等と連携しながら、**地球温暖化対策等の各分野において、取組を推進**

- ▶ 2022(R4)年度の県内の温室効果ガス排出量は2013（H25）年度比で、22%減（国は19%）
- ▶ 1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、横ばい
- ▶ 令和8年度上半期中を目途とした能登地域でのトキ放鳥の決定 等

社会情勢の変化

◆ 気候変動・生物多様性の損失・汚染の3つの世界危機への対応 ◆

- ▶ ①／国は、温室効果ガス排出量を2013（H25）年度比で、
①46%削減（2030（R12）年度） **②60%削減**（2035（R17）年度） **③73%削減**（2040（R22）年度）を目標
- ▶ ネットゼロ：化石燃料の燃焼等から生じる二酸化炭素だけではなく、**農地や埋立廃棄物から生じるメタン**及びエアコンの冷媒等として使用される**フロン類等の温室効果ガスも削減対象**とし、温室効果ガスの排出量と吸収・固定量をゼロにすること
- ▶ ②／線形経済（リニアエコノミー）から、**循環経済**（サーキュラーエコノミー）への移行

これまでの **大量生産・大量消費・大量廃棄** の線形経済 から 資源を効率的・循環的に有効活用する**循環経済**へ

線形経済（リニアエコノミー）

天然資源→大量生産→大量消費→大量廃棄

天然資源

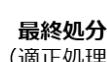


効率的生産

- ・環境配慮設計
- ・再生材利用
- ・使用料削減

循環経済（サーキュラーエコノミー）

最終処分
(適正処理)



熱回収

焼却せざるを得ない場合でも、余熱利用

回収・リサイクル

- ・再整備などリユース
- ・シェアサービスなど、利便性と効率化の両立
- ・回収拡大
- ・再生材の高品質化・供給増

30by30／2030年までに、陸域と海域のそれぞれ**30%**以上を自然環境エリアとして保全する国際目標

- ▶ ③／国は、「2030年ネイチャーポジティブ」（自然再興）」を達成するために、「30by30ロードマップ」を策定し、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を選定（本県では、**白山国立公園、能登半島国定公園が選定**）
- ▶ 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨による、**甚大な被害の発生**



令和7年度環境白書（環境省資料）より

改定のポイント

- ①カーボンニュートラルの実現に向けた、温室効果ガス削減の取組の加速化・県民生活の向上
- ②令和6年能登半島地震等の災害を踏まえた、防災力強化に資する再エネの導入
- ③サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた、「3R」+「Renewable」の推進
- ④ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた、豊かな自然環境等の保全
- ⑤令和6年能登半島地震等の災害からの復興



基本理念

幸福度日本一の石川県



ウェルビーイングの向上

環境と経済が調和した
持続可能な社会

取組の方向性



カーボンニュートラルの実現



サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行

- 地域と共生した石川型の再エネの導入促進
 - ▶地域特性を活かした再エネの導入、自然環境・生活環境等との調和 など
- 産業の持続的発展と地域の魅力向上
 - ▶産業界における急激な状況変化への対応・地域活性化 など
- 産業及び農林水産業におけるGXの推進
 - ▶カーボンニュートラルへの対応、競争力強化、食料安全保障の観点



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

- トキが舞ういしかわの実現
 - ▶トキの放鳥・定着に向けた餌場等の確保・整備・地域活性化 など
- 白山国立公園の魅力向上
 - ▶あらゆる世代が楽しめる多様な魅力の発信・強化 など
- 能登半島国定公園の拡張
 - ▶国の拡張方針を踏まえた対応（30by30）



災害からの復興・防災力強化

- 自然を活用した復興推進
 - ▶のとSDGsトレイル（仮称）の創設 など
- 防災力の強化
 - ▶災害レジリエンスの強化 など
- 災害廃棄物処理体制の見直し
 - ▶能登半島地震等を踏まえた広域処理の充実 など



県

○**石川県環境総合計画** (ふるさと石川の環境を守り育てる条例) R2.3策定 (R4.9一部改定)

地球環境や自然環境、生活環境などの保全に関する総合的な計画

○**石川県再生可能エネルギー推進計画** H26.9策定 (R4.2改定)

地域特性を活かしながら、地域と調和した再生可能エネルギーの導入の推進を図るための計画

国の主要な関連計画

●**環境基本計画** (環境基本法) R6.5策定

環境の保全に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための計画

●**地球温暖化対策計画** (地球温暖化対策推進法) R7.2策定

地球温暖化対策を計画的に推進するための計画

●**エネルギー基本計画** (エネルギー政策基本法) R7.2策定

エネルギーの需給に関する施策の長期的・総合的な推進を図るための計画

●**循環型社会形成推進基本計画** (循環型社会形成推進基本法) R6.8策定

循環型社会の形成に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための計画

●**生物多様性国家戦略2023-2030** (生物多様性基本法) R5.3策定

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画

県の動き

- R 2.3 「石川県環境総合計画」を策定（計画期間 R2～R7）※R4.9一部改定
- R 4.2 「石川県再生可能エネルギー推進計画」を改定（計画期間 R3～R7）

国の動き

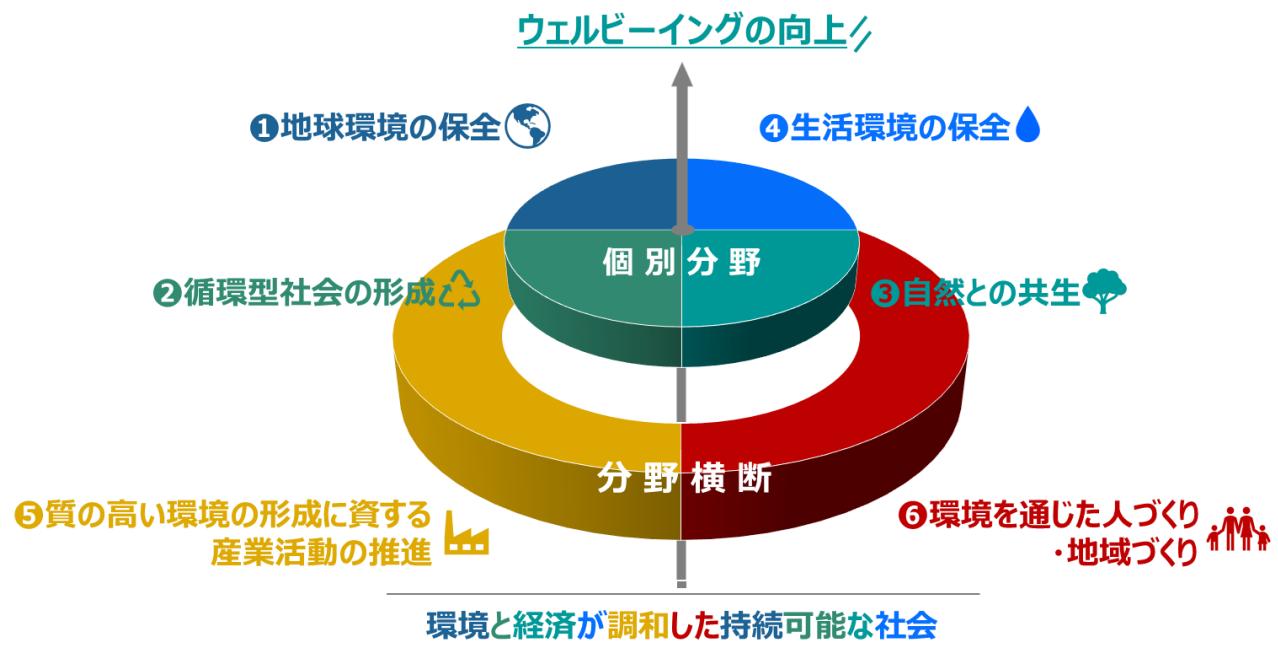
- R 5.3 「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定（ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現）
- R 6.5 「第六次環境基本計画」を策定（ウェルビーイング／高い生活の質の実現）
- R 6.8 「循環型社会形成推進基本計画」を策定（ライフサイクル全体での徹底的な資源循環）
- R 7.2 「地球温暖化対策計画」及び「エネルギー基本計画」を策定

国は、温室効果ガス削減目標（2013年⇒2030年）▲46%について、
(2013年⇒2035年) ▲60%、(2013年⇒2040年) ▲73%を目指す方針

- 
- ①現行計画の期間が今年度で最終年度を迎えるほか、
 - ②国の諸計画等に留意した新たな計画の策定が必要となることから、計画の見直しを行う。

・ネイチャーポジティブ／自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること（環境省）
・ウェルビーイング／個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好であることを意味する概念（厚生労働省）

—石川県環境総合計画の施策の展開について—



石川県環境総合計画の柱ごとの概要

施策の柱

主な施策の方向性

- 1 地球環境の保全**
 - ▶ カーボンニュートラルの実現に向けた、県民等の参画による地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

- 2 循環型社会の形成**
 - ▶ 環境への負荷を低減させる循環型社会の形成に向けた、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進

- 3 自然と人との共生**
 - ▶ 本県の豊かな自然環境・生態系の損失を止め、回復軌道に乗せる自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現

- 4 生活環境の保全**
 - ▶ 豊かな生活環境の形成に向けた、本県の良好な水・大気環境の保全及び県民等の参画による環境美化等の推進

- 5 質の高い環境の形成に資する産業活動の推進**
 - ▶ 事業活動による環境負荷の低減及び産業及び農林水産業におけるGXの推進 等

- 6 環境を通じた人づくり・地域づくり**
 - ▶ 持続可能な社会の実現に向けた、「あらゆるライフステージにおける環境教育・環境学習の推進」及び「地域づくり」等

- 温室効果ガス削減の取組の加速化・県民生活の向上
 - 防災の観点を踏まえた、再生可能エネルギーの推進

 - 循環経済への移行に向けた、「3R」+「Renewable」の推進
 - 災害廃棄物処理体制の充実 (再生可能な資源への切り替え)

 - 豊かな自然環境の保全と利用の促進
 - 能登の創造的復興のシンボルとして、「トキが舞ういしかわ」の実現

 - 水・大気環境の保全
 - 県民等との協働による環境美化活動等を通した、豊かな生活環境の形成

 - 公共事業を含めた事業活動における環境配慮の推進
 - カーボンニュートラルへの対応や、食料安全保障の観点からの産業及び農林水産業におけるGXの推進

横断的取組

横断的取組

※ESD（持続可能な開発のための教育）／将来の世代に渡り、恵み豊かな生活を確保できるよう、行動等の変容をもたらし、持続可能な社会の実現を目指して行う学習・教育活動

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



1 地球環境の保全



<温室効果ガスの排出状況等>

- 2022年度の県内の温室効果ガスの排出量は、2013年度比で22%減となっており、国の削減率（19%）を上回っている。
- 国は、温室効果ガスを2013（H25）年度比で、
 ① 46%削減（2030（R12）年度）、② 60%削減（2035（R17）年度）、
 ③ 73%削減（2040（R22）年度）を目標 ➡ 2050年ネット・ゼロ
- 本県は、全国と比較して、家庭・業務・運輸部門の温室効果ガスの排出割合が高い。
 ⇒ 各部門の二酸化炭素排出割合(%) (R4)

国：産業(40.0)	:家庭(17.9)	:業務(20.4)	:運輸(21.8)
県：産業(24.7)	:家庭(25.4)	:業務(23.2)	:運輸(26.8)

※端数処理の関係で合計が100%にならない。

- 1 温室効果ガスについて、国の新たな削減目標を踏まえた、本県の新たな削減目標と、目標達成に向けた効果的な施策を検討する。** 産業、家庭、業務、運輸
- 2 脱炭素化の加速・県民生活の向上に向け、全分野の施策・県民への普及啓発を強化するほか、二酸化炭素の吸収・固定が進むよう、適切な森林の整備等を推進する。**
- 3 行政（県）も、リサイクルやグリーン購入等を通じて、環境への負荷の少ない社会の構築に寄与する。**

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題



1 地球環境の保全



施策の方向性

<再生可能エネルギーの状況>

- 現行の再エネ計画は、事業者の事業計画などを参考に、2030年に46億kWh の導入目標を設定
- 直近（2023年度）では、家庭等を中心に太陽光が増加し、2019年度と比較し、+2.1億kWh となっている。
- 風力発電については、現在、能登半島地震の影響により、半数超が停止している状況

再エネ導入目標

発電電力量 （R元）	＼現状値／		＼目標年度／		積算の考え方
	2019 (R元)	2023 (R5)	増加量	2030 (R12)	
合 計	24.8億kWh	26.9億kWh	+2.1億kWh	46億kWh程度	引続き、2030年度46億kWhを目指しつつ、今後の事業計画を踏まえ、適宜見直しを検討
太陽光	6.2億kWh	8.3億kWh	+2.1億kWh	11億kWh程度	これまでの導入推移や事業者の事業計画等を参考に今後の増加見込量を算出
風 力	2.3億kWh	2.3億kWh	-	11億kWh程度	事業者の事業計画を参考に今後の増加見込量を算出
水 力	14.9億kWh	15.2億kWh	+0.3億kWh	15億kWh程度	"
バイオマス	1.5億kWh	1.1億kWh	▲0.4億kWh	9億kWh程度	"

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

- 4 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を推進し、防災力の強化や産業の持続的発展、地域の活性化を進めるとともに、自然環境・生活環境との調和を図る。

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性

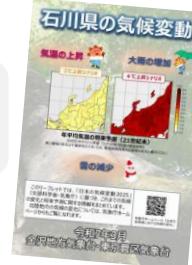


1 地球環境の保全



<気候変動の状況>

- 近年、気候変動が一因と考えられる猛暑や豪雨などの異常気象が発生
- 気象庁の予測では、本県の4°C上昇シナリオにおいて、
 - ①猛暑日が +20日／年、②激しい雨（1時間降水量30mm以上）発生回数が2.7倍
 - ③年最深積雪が82%減少（渇水リスク）
- IPCC第6次評価報告書における気候変動の予測事例（農作物、水資源等）
 - ▶ 気候にレジリエントな開発のための行動をとることの緊急性が高まっている。



分野

影響

農作物	一部の作物や家畜の飼育は、2100年までにSSP5-8.5では、30%以上が気候的に不適
水資源	2°Cの温暖化で、約8～30億人が水不足を経験、4°Cでは、約40億人が水不足を経験
生態系	評価された種について、2°Cの温暖化では3～18%が絶滅リスクに直面
洪水	1.5°Cの温暖化と比較し、4°C上昇では、直接的な洪水被害は、4～5倍増加
高潮、高波	中期的に約10億人が沿岸特有の気候災害にさらされる

※気候変動適応情報プラットフォームHPより（一部抜粋、改変）

5 気候変動が一因と考えられる異常気象への対策（農作物への影響緩和・防災・減災・熱中症対策等）に取り組む。

※気候にレジリエントな開発／気候変動影響への適応策と温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を、相乗効果を生みつつ、統合するもの
※SSP5-8.5／化石燃料依存型の発展の下で、気候政策を導入しない最大排出シナリオ（全国地球温暖化防止活動推進センター）

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



1 地球環境の保全



<県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減>

● 地域特性に適したZEH住宅等の普及促進

- ゼロエネ住宅アドバイザーの育成等を通じたZEHの普及啓発

● 脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成

- 「いしかわ環境フェア」や「ゼロカーボンの日」を通じた脱炭素化型ライフスタイルの定着

● 家庭における温暖化対策の具体的な行動の促進

- 「いしかわ家庭版環境ISO」の裾野の拡大と取組の深化

● 環境配慮型の自動車の普及

- 電気自動車・燃料電池自動車等の普及促進

● 環境配慮型の事業活動等の推進

- 「いしかわ事業者版環境ISO」の登録などの事業者における省エネ・再エネの取組の促進

● 産業部門の温室効果ガスの排出削減

- CFP算定モデルの構築などを通じた企業の脱炭素化に係る取組の促進
- 低コストでメタンの排出を抑制する乾田直播技術の確立・普及

● カーボンニュートラルポートの形成

- 金沢港・七尾港における脱炭素化の推進

● その他の温室効果ガスの排出削減

- スーパー等との協定締結によるレジ袋等の使い捨てプラスチックの削減の推進
- フロン類関係法令の適切な運用に係る事業者への指導等

カーボンニュートラルの推進



▲環境フェア
(水素で動く乗り物体験)



◀金沢港



◀プラ削減協定
登録店証ステッカー

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



1 地球環境の保全

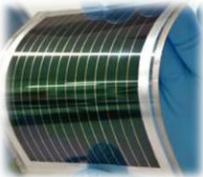


<地域と共生した石川型の再エネの導入促進>

① 地域特性を活かした再エネの導入

太陽光

- ペロブスカイト太陽電池の普及を見据えた対策の推進



カーボンニュートラルの推進

△ペロブスカイト太陽電池

塗布や印刷技術で量産でき、
ゆがみに強く軽い太陽電池

風力

- 令和6年能登半島地震等の影響を注視し、地域と共生した導入を促進（陸上風力）

② 災害レジリエンス強化や産業の持続的発展、地域の活性化など

●災害レジリエンスの強化 グリーンステーション

- 道の駅への自立型発電設備の導入促進及び災害時における避難・情報発信機能の強化
- エネルギーの地産地消による公共インフラから自立したオフグリッド集落の理解推進

●特色ある県内産業や地域資源の魅力向上

- ものづくり産業や農林業の振興と併せた再エネの普及啓発
- 春蘭の里における水素を活用したエネルギーの地産地消モデルの構築等



△FCバギー
(燃料電池)

③ 石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和

- 能登の風力発電における国と連携した事業者による安全管理の徹底及び住民の不安解消
- 今後、懸念される太陽光パネルの大量廃棄への対応（国の動向を踏まえ、適切に対応）

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



1 地球環境の保全



<林業等における二酸化炭素の吸収・固定>

● 多様で健全な森林の整備・保全

- 森林経営管理制度を活用した多様で健全な森林整備・保全の促進
- イベントの開催等による森林づくりのための新たな担い手の確保

● 低コストで安定的な県産材供給体制の整備

- ドローン等を活用したスマート林業の推進による林業収益力の向上
- スマート林業を実践可能な人材育成の推進

● 県産材の利用促進

- 人工乾燥材の導入支援等による安定的な生産・供給体制の強化
- 公共工事・民間施設等における県産材利用の促進
- 「木づかい運動」等による県産材製品の普及啓発

● 環境保全型農業の推進

- たい肥の使用や緑肥の作付等による土づくりの推進

● 市街地における緑化の推進

- 県民のニーズに対応した都市公園の整備促進
- 「緑と花のまちづくり推進員」の養成による緑化の普及啓発

● 森林吸収量のクレジット化の推進

- 県有林でのJクレジットの発行等を通じた森林整備の促進

カーボンニュートラルの推進



△植樹イベントの様子



△ドローン研修の様子



△たい肥の散布

森林整備の取組



植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



1 地球環境の保全



<県庁グリーン化率先行動プラン>

●再エネ・省エネ設備の導入等

- 太陽光発電設備及びLED照明等の導入
- 再エネの導入や省エネの徹底による再エネ由来の電力比率の向上

●県有施設全体での環境配慮の推進

- 県有施設における省エネ・省資源化の取組促進

●環境配慮型自動車の導入

- 公用車（警察車両及び特殊車両等を除く）における環境配慮型自動車の導入

●エコドライブの推進

- 職員のエコドライブ意識の向上

●自動車利用の抑制

- 出張時等における公共交通機関の利用促進
- フレキシブルワークの活用の推進



例

<各庁舎における省エネ化・省資源化>

- プラスチックごみ、可燃ごみ、食品ロスの削減
- グリーン購入の推進
- 用紙類の使用量の削減

- 定時退庁日における定時退庁の徹底

等

カーボンニュートラルの推進



太陽光発電設備



公用車「MIRAI」

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



1 地球環境の保全



●気候変動の影響に対する適応策の推進

<農林水産業>

- 気温上昇による収量等の低下防止のための新品種等の開発



▲新品種の開発（水稻）

<水環境・水資源>

- 湖沼等の水質、地下水位・地盤変動の監視



◀ライチョウ（@いしかわ動物園）

<自然生態系>

- 高山帯及び亜高山帯におけるモニタリングの実施
- いしかわ動物園におけるライチョウの飼育・繁殖



▲堤防整備

<自然災害>

- 水害の未然防止のための堤防の整備等
- 土石流等に備えた市町との連携による警戒避難体制の強化
- 海岸防災林の整備促進

<健 康>

- 熱中症の予防策や注意点に関する関係機関との情報交換及び県民に対する周知徹底
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の認知度向上や利用の促進



●気候変動の予測、影響等に関する情報の収集・提供

- 国の気候変動適応センターや金沢地方気象台等との連携による本県の気候変動の予測等の情報収集
- 気候変動予測や影響、適応策等の積極的な情報提供

民間と連携した啓発

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題



2 循環型社会の形成

・国は、「第五次循環型社会形成推進計画」を策定

⇒「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「循環経済への移行」等の方向性

線形経済（リニアエコノミー）の限界

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

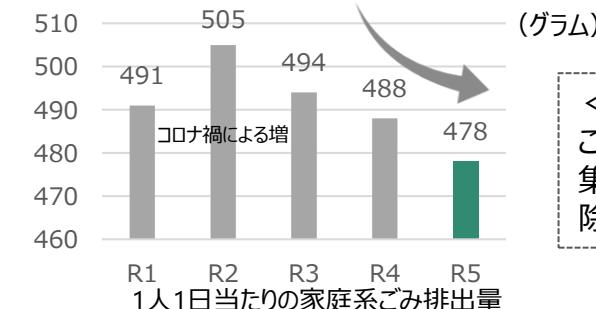
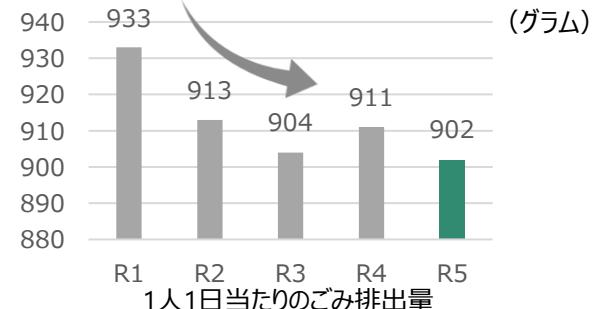
天然資源→大量生産→大量消費→大量廃棄



<廃棄物の排出状況>

● 一日一人当たりのごみ排出量及び家庭系ごみ排出量は、減少傾向

⇒ R5実績／ごみ排出量 約902グラム／人・日、家庭系ごみ排出量 約478グラム／人・日



<家庭系ごみ>
ごみ排出量から、事業系ごみ、
集団回収ごみ及び資源ごみを
除いたもの

- 循環経済への移行に向け、県民・事業者・行政などのあらゆる主体が一体となって、食品ロスやプラスチックごみの削減など、廃棄物等の3Rに加え、「再生可能な資源への切り替え（Renewable）」を推進する。

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性

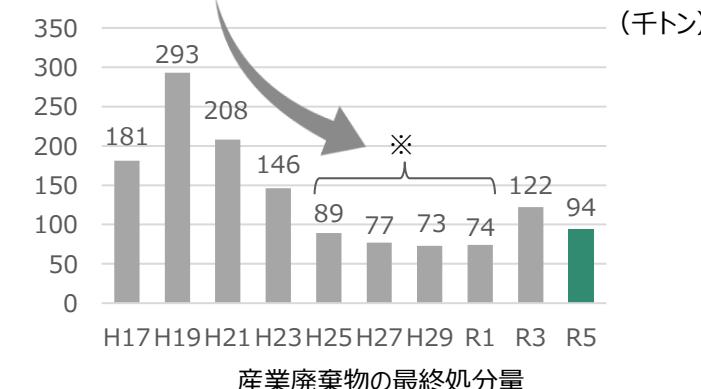
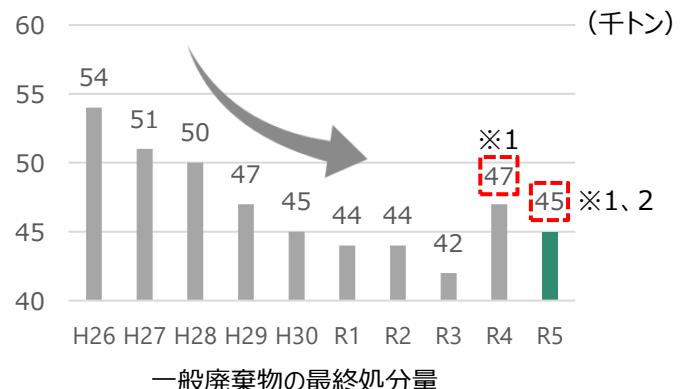


2 循環型社会の形成

<廃棄物の処分状況>

- 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は、減少傾向にあるものの、近年は横ばい

⇒ R5実績／一般廃棄物 45千トン、産業廃棄物 94千トン



※1 災害廃棄物として収集されずに一般ごみとしてごみステーションに出されたものがあったため、増加（R4.8豪雨・R6.1地震）

※2 RDFの廃止により、焼却灰が増加【廃止前はスラグ化しリサイクル（R5.1廃止）】

※《電気業の最終処分量》
電気業の石炭灰は、主に国外でリサイクルされていたため、最終処分量が少ない

- 令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により、災害廃棄物の問題が顕在化

⇒ 災害廃棄物処理量 183万トン（R7.3月末）、災害廃棄物発生推計量 410万トン

- ② 廃棄物の更なる適正処理を推進するほか、災害廃棄物処理体制の充実に向け、県及び市町の災害廃棄物処理計画の見直しに取り組む。

災害廃棄物 ▶



石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

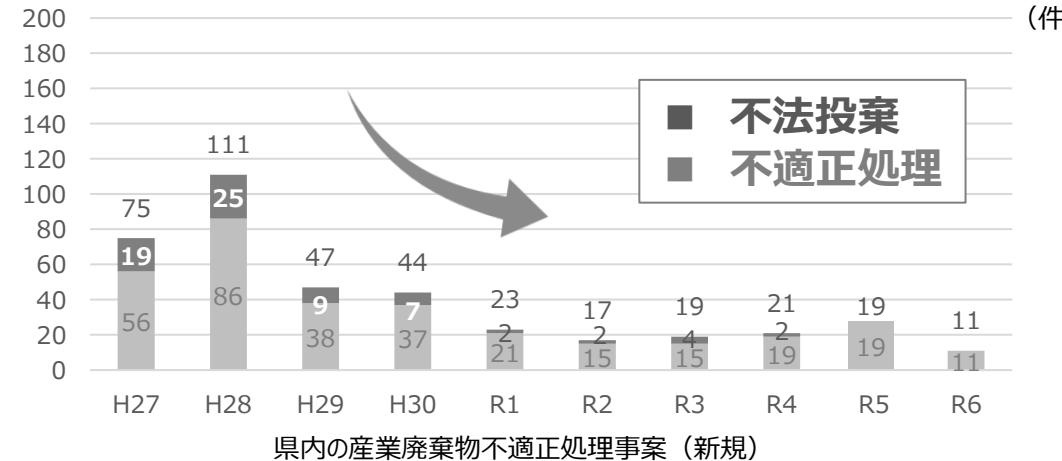
取組の方向性



2 循環型社会の形成

<不適正処理の状況>

- 産業廃棄物の不適正処理件数は減少したものの、撲滅に至らず
⇒ R6実績／不適正処理（新規） 11件（R元年度比▲15%）



▲不法投棄



▲不適正保管

- ③ 産業廃棄物監視機動班による監視・指導等により、廃棄物の不適正処理の未然防止を図る。

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



2 循環型社会の形成

● 県民における廃棄物等の排出抑制の推進

- 3R + Renewableの必要性や取組方法に関する普及啓発
- 様々なプラスチックごみの店頭回収等の多様な回収ルートの整備の推進及び周知
- 「いしかわ版環境ISO（家庭版・地域版・学校版）」の取組の推進
- 人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発

廃棄物等の排出抑制



▲「食品ロス削減」と
「使い捨てプラスチック削減」キャンペーン

● 事業者における廃棄物等の排出抑制の推進

- 事業活動における3R + Renewableの必要性や取組方法に関する普及啓発
- 「いしかわ事業者版環境ISO」の登録拡大

▼家庭の食品ロス削減ガイドブック



● 食品ロス削減の推進

- 美味しいいしかわ食べきり協力店登録制度等による食品ロスに対する意識醸成
- 民間団体や市町等が行うフードドライブの取組への支援
- 県民、事業者と一体となった食品ロス削減の加速化

● プラスチックごみの排出抑制の推進

- 使い捨てプラスチックの使用抑制の推進
- 廃プラスチックの排出抑制や減量化の取組の促進
- 廃プラスチックの資源循環に係る処理体制の構築



◀ 使い捨てプラスチックの削減に
関する協定啓発ポスター

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



2 循環型社会の形成

●循環資源の有効利用の推進

- 市町や民間等が行うリユース活動の周知・促進
- 各種リサイクル法の普及啓発による分別排出の徹底
- 製品プラスチックの分別収集の推進
- 下水汚泥・家畜排せつ物の有効利用の促進
- 民間団体や市町等が行うフードドライブの取組への支援（再掲）
- 石川県エコ・リサイクル製品の認定を通じたリサイクル産業の育成

循環資源の再使用等



▲フードドライブの様子



◀エシカル消費の普及リーフレット

適正な処分

●環境に配慮した製品等の優先的な調達

- 石川県エコ・リサイクル認定製品等のリサイクル製品の積極利用
- 「エシカル消費」の普及啓発を通じた環境保全への意識醸成

●一般廃棄物の適正処理の推進

- 将来的な人口、ごみ排出量を踏まえた効率的な処理体制構築への助言・調整

●産業廃棄物の適正処理の推進

- 排出事業者や処理業者に対する講習会の開催
- 電子マニフェストの利用促進
- 優良産業廃棄物処理業者の育成及び認定制度の周知
- 資源循環の促進のための処理の高度化に係る関係団体との検討



◀プラスチック資源循環セミナー

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



2 循環型社会の形成

● PCB廃棄物等の適正処理の推進

- PCB廃棄物の確実かつ適正な処理

● 海洋ごみの円滑かつ適正な処理等

- 市町等と連携した海岸漂着物等の処理の推進
- 海岸漂着物の現状の周知及び原因となる廃棄物の発生抑制並びに適正処理の普及啓発
- いしかわ我がまちアドプト制度※を通じた道路・河川等における清掃活動の支援
- クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等における清掃活動の支援



◀ 海岸漂着物調査の様子

適正な処分

● 能登半島地震等を踏まえた、災害廃棄物の処理体制の充実

- 県地域防災計画の見直しを踏まえた県災害廃棄物処理計画の改定
- 市町災害廃棄物処理計画の改定支援

不適正処理の防止

● 不適正処理の早期発見・早期対応

- 産業廃棄物監視機動班による監視・指導（ドローン等の活用）
- 県警本部等の関係団体との連携強化



◀ ドローン

● 排出事業者や産業廃棄物処理業者における適正処理の推進

- 排出事業者及び処理業者に対する講習会の開催



◀ 適正処理推進
講習会の様子

※いしかわ我がまちアドプト制度／地域の河川美化活動団体、活動を支援するセンター、行政が連携して、良好な河川景観を創出する制度

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



3 自然と人との共生

・国は、「**生物多様性国家戦略2023-2030**」を策定

⇒ 2030年に向けた短期目標として、「ネイチャーポジティブの実現」を掲げている。

＜本県の特徴的な自然環境＞

- 高山帯を頂く白山から、長く複雑な海岸線を有する能登半島まで多様性に富んだ豊かな自然環境

⇒ 国は、「30by30ロードマップ」を策定し、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地を選定
(本県では、白山国立公園、能登半島国定公園が選定)

① 自然環境の保護管理を適切に行うとともに、利用の促進を図る。

＜里山里海の利用保全＞

- 人の営みにより、形成・維持してきた里山里海が、生活様式・産業構造の変化や、過疎・高齢化の進行により、荒廃

- 県では、多様な主体の参画による里山里海づくりの推進、及び新たな価値の創造を促進

⇒ 里山づくりISOの認証 347団体 (R6末)

里山ポイント制度等による森林・里山保全活動数の増加：250回 (R6末)

▼里山づくりの様子



② 里山の保全活動の促進や、里山里海の資源を活用した生業の創出、地域づくりなど里山里海の新たな価値の創造につながる取組の推進を図る。

③ 能登の創造的復興のシンボルとして、「トキが舞ういしかわ」の実現に万全を期す。

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



3 自然と人との共生

＜絶滅のおそれのある野生生物＞

- **人の活動による希少野生動植物の生息・生育への影響の懸念**
⇒ いしかわレッドデータブック掲載の絶滅種：15種、県指定希少野生動植物種：21種
- **県では、本県にゆかりが深く、国特別天然記念物でもあるトキ、ライチョウの種の保存を推進**
⇒ 能登地域トキ放鳥推進ロードマップを策定し、各種取組を進めてきた結果、能登地域でのトキ放鳥が決定
- 一方、国外から様々な動植物が移入され、地域固有の生態系に対する影響が増大

- ④ **希少野生動植物の保全対策や外来種対策に努め、種の保存への更なる理解促進や意識醸成を図る。**

オキナグサ▶



＜管理が必要な野生鳥獣＞

- 個体数の増加及び生息域の拡大に伴い、イノシシ等による農林業被害の深刻化や、市街地等に出没したツキノワグマによる県民生活への影響が懸念

⇒ 推定個体数 ツキノワグマ：R2 約1,200頭、ニホンザル：R3 34群約1,500頭
イノシシ：R2 約21,000頭、ニホンジカ：R2 約3,700頭（鳥獣保護管理計画より）
⇒ 農林業被害額 イノシシ：R6 45,495千円、ニホンジカ：R6 669千円

- ⑤ **野生鳥獣の適正な保護及び管理を推進するほか、捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図る。**

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性

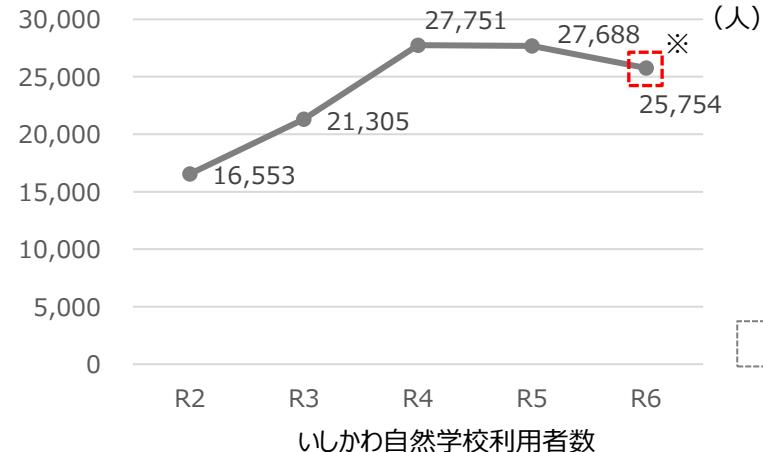


3 自然との共生

<自然と人とのふれあい>

● 多様な自然を体験する機会づくりを推進

⇒ いしかわ自然学校において、子どもから大人までを対象に、白山まるごと体験教室などや体験スノーケリングなど多様な自然体験プログラムを提供：792プログラムに25,754人参加（R6末）



※令和6年能登半島地震などの影響により、プログラムの中止等があったことによる減

⑥ 多様な自然を体験する機会の充実を図るほか、自然体験プログラムを企画運営する人材を育成する。

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



3 自然と人との共生

●里山の象徴であるトキを育む環境づくり

- トキの生態等に精通した人材の養成
- 農業者によるトキの餌場づくり等を通じたトキの生息環境整備
- トキの観察マナーの啓発等による放鳥に対する理解促進
- トキ放鳥を契機とした地域活性化



●里山里海の資源を活用したビジネスの創出

- ファンドを活用した里山の地域活性化につながる取組等への支援
- 農林水産物のブランド化など地域の特性を活かした農林水産業の振興



●里山里海地域の振興

- 里山里海の地域資源を活用したスローツーリズムによる農村地域への誘客促進
- 世界農業遺産「能登の里山里海」の魅力発信

農家民宿における地元の食文化を中心に本県の美しい景観などの魅力を体験

●多様な主体の参画による新しい里山里海づくり

- 「いしかわ版里山づくりISO」の裾野拡大
- いしかわ里山ポイント制度による里山里海の保全活動参加者の裾野拡大
- 農村ボランティア制度等の活用による中山間地域における農地の保全
- いしかわ耕稼塾、あすなろ塾、わかしお塾による農林水産業を担う人材の確保・育成



石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



3 自然と人との共生

● 生物多様性に配慮した農林水産業の振興

- 環境保全型農業の推進
- 多様で健全な森林整備・保全や県産材利用の促進
- 木質バイオマス資源の利用促進
- 藻場の保全（食害生物であるウニの駆除活動の支援等）
- 漁獲可能量（TAC）の遵守・管理

自然を活用した地域づくり・社会課題の解決

▼七ツ島藻場



▲舳倉島藻場

● 気候変動への対応

- 高山帯及び亜高山帯におけるモニタリングの実施（再掲）
- いしかわ動物園におけるライチョウの飼育・繁殖（再掲）
- 「安定生産支援システム」※を活用した能登とり貝等の水産資源の安定出荷

● 白山の魅力向上・発信強化

- 交通対策の充実等による登山者の安全性・利便性の向上
- 自然公園施設等の多様な魅力を活用した利用推進
- 豊かな自然環境の保全・継承等によるあらゆる世代が楽しむことができる魅力の向上
- 白山登山を核としたわかりやすい情報の発信等による魅力の発信・強化
- 富山県、静岡県と連携した日本三霊山（立山・白山・富士山）の魅力発信



▲能登とり貝

▼低山ガイドツアー



※安定生産システム／海水温などを自動観測し、生産者に通知するシステム

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



3 自然と人との共生

●自然を活用した復興推進

- 「のとSDGsトレイル（仮称）」の創設
- 「能登半島絶景海道」の整備
- 「いしかわ里山里海サイクリングルート」の魅力発信
- 能登地域におけるジオパークなど震災遺構の地域資源化

自然を活用した地域づくり・社会課題の解決



◀能登半島絶景海道
ロゴマーク

生態系の健全性の回復

●生態系の維持・回復・創出

- 「30by30」目標の実現に向けた取組の推進
(白山国立公園・能登半島国定公園の拡張検討等)
- 自然公園施設の適切な管理や魅力向上による利用の促進
- 環境に配慮した土地改良事業の実施
- 県有施設における生物多様性に関する調査・研究等 (いしかわ動物園、のどじま水族館等)
- 大学等と連携した、震災による沿岸や河川生態系の影響調査の実施



◀九十九湾（能登半島国定公園）



▲のと海遊回廊
(@のどじま水族館)

●生きものの生態に配慮した取組の推進

- 環境に配慮した土地改良事業の実施（再掲）
- 各地域の課題に対応した取組の推進
(奥山・高山地域、里山地域、河川・湖沼、沿岸域・島しょ地域、都市)

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



3 自然と人との共生

● 希少種の保存と外来種対策

- モニタリング調査による県指定希少野生動植物種の生息等状況の把握
- 絶滅の危険性が高い種の保護増殖事業の実施
- トキやライチョウの飼育・繁殖による種の保存と公開展示等による自然環境保全への意識醸成
- 生物多様性の確保に携わる専門人材の確保・育成
- レッドデータブックの活用による絶滅の恐れのある種の的確な把握
- 外来種の実態把握及び外来種の防除の推進

生態系の健全性の回復

▼飼育中のトキ、ライチョウ
(@いしかわ動物園)



● 野生鳥獣の保護と積極的な管理

- 特定鳥獣管理計画に基づく個体数等の適正な管理
- 人身被害・農林業被害等の防止に向けた鳥獣被害対策の充実・強化
- クマエサ資源調査による注意喚起やAIによる検知カメラの設置による初動対応の迅速化
- 捕獲したイノシシ等の獣肉の利活用の推進及びジビエの魅力発信
- セミナー等を通じた狩猟の魅力発信及び狩猟者の確保の推進
- 捕獲技術の向上のための研修等の実施



▲ クマAIカメラ



▲ ツキノワグマ捕獲技術向上研修

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



3 自然と人との共生

● 行動変容に向けた生物多様性の普及啓発

- 自然公園、ふれあい施設の整備・利用の促進
- 県有施設における観察会や講座等の環境プログラムの実施
(白山自然保護センター、のど海洋ふれあいセンター等)
- 「里山里海展」の開催による里山里海の生物や暮らし、文化などの展示、体験の実施
- 地域の伝統文化の普及啓発

生物多様性に対する理解の促進・行動変容



△ 夕日寺健民自然園



△ 里山里海展

● 里山里海での体験の推進

- いしかわ自然学校による多彩な自然体験プログラムの提供
- 保育所・幼稚園等における自然体験活動の推進
- 幼少期からの自然とのふれあいの推進を目的とする「里山子ども園」事業の充実
- トキの保護や生物多様性についての意識を醸成するトキ学習の推進



△ いしかわ自然学校「森林サイクリング」

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



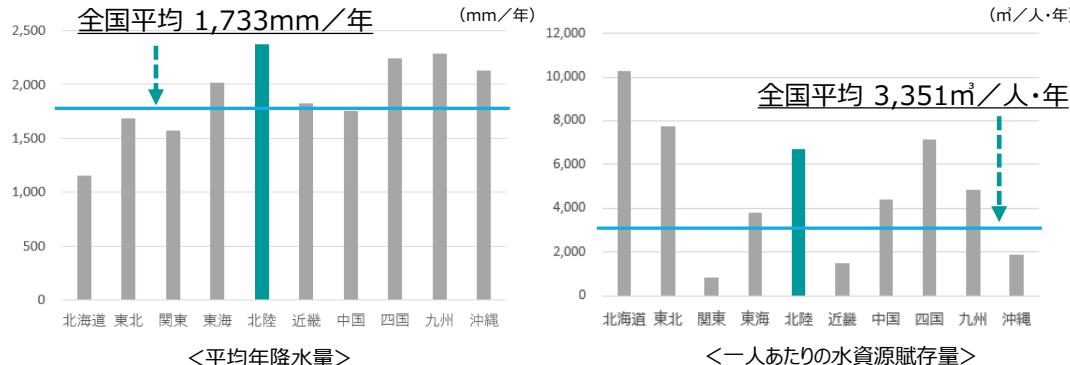
<水環境・大気環境等の現状>

- 年間降水量は、全国トップレベルにあり、水資源賦存量も高い水準

石川県民 1人あたりの平均年水資源賦存量
5,605m³/人・年

R7 日本の水資源の現況より（国土交通省）

潜在的な存在量



4 生活環境の保全

- 水質については、全ての公共用水域において、人の健康の保護に関する環境基準を達成するなど、概ね良好

- 一方、湖沼においては、生活環境の保全に係る環境基準のうち、CODについて、徐々に改善しているものの未達成

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により、水道が被災

- ⇒ ・令和6年能登半島地震／約110,000戸 ▶ 復旧（※R6.5.31）] ※土砂崩れや建物倒壊などによる
・令和6年奥能登豪雨／約5,000戸 ▶ 復旧（※R6.12.20）] 早期復旧困難地区を除く。



- 健全な水環境が保持されるよう、水源かん養機能の維持等を図る。
- 飲料用水等の安定確保に向け、災害に強い水道づくりを促進する。

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



4 生活環境の保全

<水環境・大気環境等の現状>

- 大気環境については、光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準を達成するなど、概ね良好
- 土壤汚染については、健康被害の防止のため、土地改変時に発生する土壤の適正処理を指導
- ③ 大気環境や土壤環境などが良好に保たれるよう、関係法令等に基づき、常時監視や、工場及び事業場への立入検査等を実施する。**

<環境美化等の状況>

- 地域における環境保全の一環として、環境美化や生活空間の緑化を推進

⇒ アドプト制度による環境美化活動団体への支援：計107団体※



▲環境大気測定車

(道路75団体、河川30団体、港湾2団体)

⇒ 河川愛護団体（331団体）により、県管理113河川・延長約486kmにわたり草刈りや清掃を実施※

- ④ 道路、河川の環境美化や、都市の緑化、景観保全等について、県民や事業者、NPO等との協働により、維持向上を図る。**

<開発行為に係る環境配慮の状況>

- 環境影響評価制度の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進

⇒ 環境影響評価実施事案 8件（H11～R6累計）

- ⑤ 環境影響評価制度の適切な運用により、環境保全を図る。**

※いずれもR6末

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



4 生活環境の保全

<健全な水循環の保持>

●水源のかん養機能の維持・向上

- 間伐等の森林整備の推進による多様で健全な森林の整備・保全
- 日本型直接支払制度※による地域活動や営農活動への支援

●河川の水量の確保

- ダム施設の適切な運用、管理による河川水量の維持
- 国、発電事業者等との協力による無水・減衰区間の解消促進
- 農業用水取水量の適正化に向けた指導

●地下水の適正な使用

- 地下水位、地盤変動及び地下水使用の状況の継続監視
- 工場・事業場に対する地下水使用の合理化の指導

●水資源の循環的利用

- 県有施設における雨雪水の利用促進
- 下水処理水の再利用の推進

●飲料用水等の安定確保

- 水道施設の耐震化や水道事業者間の連携強化等を通じた災害に強い水道づくりの促進
- オフグリッド集落の理解促進（再掲）
- 水道施設の耐震化に係る水道事業者への助言・情報提供

流域全体として捉えた水環境の保全



▲伐採の様子



◀犀川ダム



▼鶴来浄水場

※日本型直接支払制度／農業・農村が持つ国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持・発揮のために行う地域活動や営農活動に対して支援を行う制度
(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の3つの支払の総称)

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



4 生活環境の保全

<良好で安全な水質の保全>

●公共用水域等の水質の保全

- 公共用水域（河川・湖沼・海域）及び地下水の水質の監視
- 排水基準に係る工場・事業場等に対する指導
- 生活排水処理施設未普及地域の早期解消
- 閉鎖性水域の水質改善に向けた調査研究の実施

●飲料水の安全確保

- 水道水源等の水質検査・適正管理の指導

<水辺環境の保全>

●生態系や親水に配慮した水辺空間の確保・創出

- 景観や生物に配慮した川づくりの推進
- 環境に配慮した土地改良事業の実施（再掲）
- 県民参加による水辺環境整備等の促進

●水辺環境の美化・愛護

- いしかわ我がまちアドプト制度※を通じた河川・港湾等における清掃活動の支援
- クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動の支援（再掲）

流域全体として捉えた水環境の保全



▲柴山潟



◀水質検査



▲川づくり（親水護岸）



▼クリーンビーチいしかわ

※いしかわ我がまちアドプト制度／地域の河川美化活動団体、活動を支援するサポーター、行政が連携して、良好な河川景観を創出する制度

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



4 生活環境の保全

●大気汚染の状況の把握等

- 大気の常時監視と必要に応じた光化学オキシダントの注意報等の発令
- 大気汚染物質の排出に係る工場等に対する指導
- フロン類関係法令の適切な運用に係る事業者への指導等（再掲）
- アスベストの飛散防止対策に係る解体業者等に対する指導
- 騒音・振動・悪臭に対する環境保全について、市町との協力・連携

大気環境等の保全・化学物質関係



▲黄砂飛来状況
(@県庁19階)

●土壤汚染の防止

- 土壤汚染指定区域における汚染除去等の適正な指導



◀汚染除去の様子

●化学物質の自主的な管理の促進

- 化学物質の排出量、移動量及び取扱量の把握・公表

環境美化、修景、景観形成

●環境美化に関する啓発や取組への支援

- いしかわ我がまちアドプト制度を通じた河川・港湾等における清掃活動の支援（再掲）
- クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動の支援（再掲）

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



4 生活環境の保全

●生活空間の緑化、利活用、修景の推進

- 県民のニーズに対応した都市公園の整備促進
- 街路樹の維持管理
- 緑の基本計画の未策定市町への計画策定の促進

●地域の良好な景観の保全と創出

- 官民協働による、まちづくりと一体となった街路整備の推進
- 地域固有の文化、商業、観光資源を活かした道路整備の推進
- 地域住民との協力による緑地整備及び住宅等の修景整備
- 石川の魅力ある里山里海の景観など多彩な景観資源の保全・創出
- 歴史的文化遺産の適切な保存、活用の推進

●開発事業に係る環境配慮

- 環境影響評価制度の適正な運用による環境保全の実施

●公共事業等における環境配慮の推進

- 環境影響評価制度の対象とならない公共事業における環境配慮指針による環境への配慮
- 公共工事における建設副産物の発生の抑制等

環境美化、修景、景観形成



兼六園



▲重伝建地区
(東山・主計町)

開発行為に係る環境配慮

石川県開発事業等環境配慮指針▶

石川県開発事業等環境配慮指針



平成17年3月
石川県

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



5 質の高い環境の 形成に資する産業 活動の推進

＜環境に配慮した事業活動・環境ビジネスの推進＞

- **環境に配慮した事業活動**とは、環境への負荷低減につながる、事業活動を通じた温室効果ガスや廃棄物の排出抑制、環境に配慮した製品・サービスの調達等のこと
- **県内の事業者の8割以上が、環境への配慮について、「企業の社会的責任として取り組んでいることや「環境に関する法規制等の遵守」と認識**（事業者版県民意識調査より）
 - ▶ 事業規模別では、大企業は約9割、中小企業※は約8割となっている

● 環境マネジメントに取り組む事業者は増加

⇒ ISO14001など環境マネジメントに取り組む県内事業者1,281事業所（R6末）

・ISO14001	103事業所
・エコアクション21	106事業所
・いしかわ事業者版環境ISO	1,072事業所



◀事業者版環境ISOロゴマーク

※中小企業／中小企業法における中小企業の定義をもとに分類、なお、資本金と従業者数の乖離が大きい事業者で、法の定義に該当しない事業者等に関しては、ホームページ等による企業概要等から判断

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



5 質の高い環境の 形成に資する産業 活動の推進

＜環境に配慮した事業活動・環境ビジネスの推進＞

- 環境ビジネスとは、環境保護や、資源管理に寄与する製品・サービスを供給する産業で、**国内の市場規模は、拡大傾向**

⇒ 環境産業市場規模：130.3兆円（R5）（前年比 +5.9%、2000（H12）年比 2.1倍）

- **県内で、環境ビジネスに取り組んでいる又は取り組む予定の企業は約4割**

▶ 事業規模別では、大企業は約8割、中小企業は約3割となっている
(事業者版県民意識調査より)

▼リチウムイオン電池を
使用したドローン



- **本県は、高い技術力を有するものづくり産業や高等教育機関が集積**

⇒ <成長戦略（いしかわ次世代産業創造）ファンドの採択例>

・リチウムイオン電池の材料開発（能美市企業）・水素利用による再エネの有効活用（小松市企業）等

- 1 **環境に配慮した事業活動を促進するほか、環境ビジネスの創出・育成に向けた支援を図る。**

- 国は、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、「グリーン成長戦略」を策定するほか、「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定

- 2 **カーボンニュートラルへの対応と競争力強化の両立を図るほか、食料安全保障などの観点から、産業及び農林水産業において、GXの推進を図る。**

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



5 質の高い環境の 形成に資する産業 活動の推進

＜農林水産業の多面的機能＞

- 農林水産業は、食材・木材等の安定供給に加え、水源かん養・水質浄化、良好な景観の形成など環境保全につながる多面的機能を有する。

⇒ 令和6年能登半島地震により、能登地区における木材生産量が低下：60.4% (R6/R5)
(奥能登2市2町、中能登地区2市3町の合計9市町)

- 近年、過疎・高齢化による集落機能の低下や野生鳥獣による農林業被害の拡大など多面的機能への影響が懸念

⇒ 推定個体数 イノシシ：R2 約21,000頭、ニホンジカ：R2 約3,700頭（鳥獣保護管理計画より）
⇒ 農林業被害額 イノシシ：R6 45,495千円、ニホンジカ：R6 669千円（再掲）



▲イノシシによる被害

- ③ 農地や森林等の適正な保全・管理、農林水産業資源の有効活用のほか、野生鳥獣被害対策の促進を図る。**

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



5 質の高い環境の 形成に資する産業 活動の推進

●事業者における環境配慮の推進

- 公共事業における環境配慮指針による環境配慮の推進
- 環境にやさしい企業活動の手法の紹介による企業の環境配慮の行動促進
- 「いしかわ事業者版環境ISO」の登録などの事業者における省エネ・再エネの取組支援（再掲）

●サステナビリティボンドの発行による資金調達

- 石川県サステナビリティボンド※の発行による投資家からの資金調達を通じた環境施策の推進

●産業及び農林水産業におけるGXの推進

- CFP算定モデルの構築などを通じた企業の脱炭素化に係る取組の促進（再掲）（産業）
- 環境保全型農業の推進（再掲）（農業）
- 木質バイオマスの利用促進（林業）
- 藻場増殖礁の整備などの魚の生育の場である藻場（海藻の群生地）の保全（水産業）



●環境ビジネスに関する情報提供・普及啓発

- 環境ビジネスに関する普及啓発
- 再エネの導入推進のための普及啓発

環境ビジネスの推進

▼着物キーホルダー



●地域資源を活用した環境ビジネスの創出・育成に向けた取組の支援

- 環境保全に役立つ製品・サービス等への表彰・認定制度を通じた環境ビジネスへの気運醸成
(いしかわエコデザイン賞、エコ・リサイクル認定製品の認定等)
- 融資・ファンドを活用した環境関連技術の開発、地域活性化につながる取組支援
(いしかわ成長戦略ファンド、いしかわ里山振興ファンド等)

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



5 質の高い環境の 形成に資する産業 活動の推進

● 産学官の共同による取組の推進

- 東京大学先端科学技術研究センター等との共同研究
- 再エネ関連技術の研究開発等に対する支援
- 省力化や品質の向上等に資するスマート農業等の技術開発等



環境ビジネスの推進

◀スマート農業（草刈り機）

農業・農村における多面的機能の維持・発揮

● 農地や森林等の適正な保全・管理の推進

- 日本国直接支払制度の取組拡大
- 環境に配慮した土地改良事業の実施（再掲）
- 間伐等の森林整備の推進による多様で健全な森林の整備・保全（再掲）

● 農林水産業資源の有効利用の促進

- 家畜排せつ物の有効利用の促進等
- 未利用材の木質バイオマスとしての有効活用
- 効率的な作業システムの確立等による持続可能な森林経営の推進
- 適正な天然資源の管理及び人材育成等による持続的な漁業経営の推進
- 県内農産物の地産地消・食育の推進
- 県産材の回復・拡大及び利用促進（供給量）



▲県立図書館（県産材を使用）

● 野生鳥獣被害対策の推進

- 鳥獣被害の防止や捕獲活動の取組支援
- 特定鳥獣管理計画に基づく個体数管理等の実施
- 狩猟者の確保・育成対策の充実
- 捕獲したイノシシ等の獣肉の利活用の推進及びジビエの魅力発信（再掲）



◀ジビエ料理

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



6 環境を通じた 人づくり・地域づくり



＜環境教育・環境学習の状況＞

- 豊かな自然環境を背景に、学校や地域、家庭、職場などのライフステージにおいて、環境教育・環境学習を推進

⇒ いしかわ家庭版環境ISO	138,738家庭
〃 地域版	105地域
〃 学校版	353校
〃 事業者版	1,072事業所 (全てR6末)

▼いしかわ自然学校「ヤドカリ学級」



- ⇒ いしかわ自然学校において、子どもから大人までを対象に、白山まるごと体験教室などや体験スノーケリングなど多様な自然体験プログラムを提供：792プログラムに25,754人参加 (R6末) (再掲)

- 持続可能な社会の実現のために、環境問題を身近な問題として捉えるきっかけづくりが重要

- ⇒ 国は、環境教育等促進法基本方針を変更
 - ▶ ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえた、体験活動 + ICTの活用を通じた学び 等

- ① ESDの考え方を踏まえ、学校や地域、家庭、職場などにおいて、環境教育・環境学習を推進する。

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



6 環境を通じた 人づくり・地域づくり



<県内の地域資源>

- 地域が持続可能であるためには、地域資源を活用し、環境だけではなく、経済や社会の課題解決を図ることが重要
- 国は、**地域循環共生圏**の構築を推進するとしている。

⇒ 地域循環共生圏：資源を地域内で出来る限り、地産地消とともに、不足する資源については、必要に応じて、近隣の地域等と補完し合うことで、持続可能な地域社会を実現するというもの。

- ② 地域循環共生圏の考え方を踏まえ、地域資源の有効活用及び循環のほか、他の地域との交流による持続可能な地域づくりの促進を図る。**

<開発研究、国際環境協力の状況>

- 県の各機関において、環境に関する監視・観測や調査研究を実施

⇒ ・保健環境センター（大気、水等の監視や研究等）
・のと海洋ふれあいセンター（浅海岸の動植物に関する調査） 等
- 環境をとりまく状況は、地球温暖化や大気・海洋の汚染、生物多様性の損失など、地域や国を超えて、複雑化・深刻化



▲のと海洋ふれあいセンター調査風景

- ③ 県の各機関において、環境に関する監視・観測や調査研究を実施する。**

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



6 環境を通じた 人づくり・地域づくり



●学校における環境教育の推進

- 学習指導要領に基づく環境教育の推進
- 「いしかわ学校版環境ISO」による環境保全活動への意識醸成
- ふるさとツバメ総調査の実施
- トキをテーマとした環境教育を通じた自然環境意識の醸成

環境教育・環境学習の推進



●保育所・幼稚園・認定こども園における環境教育の推進

- 環境教育実施要領等に基づく自然体験や環境学習等の推進
- エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定を通じた幼児期からの環境保全の意識醸成
- 「いしかわエコレンジャー」の認定など幼児期からの環境保全に対する意識醸成



●家庭や職場、地域等における環境学習の推進

- 「いしかわ家庭版ISO」や「いしかわ版里山づくりISO」を通じた環境保全活動の推進
- 脱炭素化型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成（いしかわ環境フェア、ゼロカーボンの日など）
- 里山里海の利用保全に係る普及啓発
- 「エシカル消費」の普及啓発を通じた環境保全への意識醸成（再掲）
- トキやライチョウの公開展示等による希少種保護や自然環境保全の意識醸成
- トキめきボランティアを通じた自然環境意識の醸成



石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



6 環境を通じた 人づくり・地域づくり



●環境教育・環境学習、自然体験の場の提供

- 県民エコステーションにおける環境に関するイベントの開催等
- いしかわ自然学校による多彩な自然体験プログラムの提供（再掲）
- 県の各機関及び民間施設における環境学習の場の提供
(夕日寺健民自然園、春蘭の里（ゼロカーボンビレッジ）など)

環境教育・環境学習の推進



▲「ゼロカーボンビレッジ」外観

●中核となる環境人材の育成、環境教育・環境学習の指導者としての活用

- 地球温暖化防止活動推進員等と連携した省エネなどのライフスタイルの普及啓発
- 自然体験プログラムを企画運営する指導者の養成

地域資源を活用した持続可能な地域づくり

●地域のエネルギー・バイオマス資源等の活用

- 再エネ導入推進を通じた温室効果ガスの排出抑制、地域活性化、産業振興、災害対策等
- 食品廃棄物等の排出抑制及びフードドライブ等の周知
- 下水汚泥・家畜排せつ物の有効利用の促進（再掲）
- 未利用材の木質バイオマス資源としての有効利用を通じた健全な森林経営、エネルギーの地産地消

●地域の自然資源の活用

- 里山里海の豊かな自然の保全及び地域資源の魅力発信や生業創出
- 特產品・自然などの地域特有の資源を活用した魅力向上



▲グリーンステーション化予定（@織姫の里なかのと）

石川県環境総合計画の施策の展開について

現状と課題

施策の方向性

取組の方向性



6 環境を通じた 人づくり・地域づくり



●都市と農村漁村の交流促進

- 多様な主体の参画による里山保全活動の促進
- 能登農林水産業ボランティアを契機とした関係人口の拡大
- 里山里海の地域資源を活用したスローツーリズムによる農村地域への誘客促進（再掲）

地域資源を活用した持続可能な地域づくり



▲農林水産業
ボランティア

●地域づくりの促進

- 地域おこし協力隊の活動促進に向けた支援の実施
- サテライトキャンパス構想の推進

環境研究、国際環境協力の推進

<環境研究の推進>

●県の各機関における監視・観測や調査研究の推進

- 保健環境センター、白山自然保護センター、のと海洋ふれあいセンター等における調査研究

●国や大学等、他の研究機関との協力・連携による調査研究の推進

- 金沢大学、石川県立大学等と連携した県指定希野生動植物種の保全事業の実施



▲白山自然保護センター
調査風景

<国際環境協力の推進>

●国際機関等との協力・連携による環境保全の推進

- 国連大学サステイナビリティ高等研究所 いしかわ・かなざわペーティングユニットなどの学術研究機関との連携

●国外の自治体等との交流による国際的な協力・連携体制の構築

- 中国江蘇省、韓国全羅北道との交流による共通する環境問題の改善に向けた情報交換
- 海外からの視察や研修生の受け入れによる環境保全に関する事例、課題の共有



▼国際交流の様子

石川県環境総合計画の改定スケジュールについて

スケジュール

＜環境審議会＞ ◀令和7年6月諮問（骨子案・素案等の審議については、関係各部会に付議）

7月（石川県環境総合計画の改定、再生可能エネルギー推進部会の創設）

県民意識調査（7月～9月の間で2週間程度）

骨子案・素案等を審議（順次開催）

＜企画計画部会＞（今回）

- 環境総合計画全体

【所掌事務】

＜企画計画部会＞

- 計画全体

＜持続可能な社会形成部会＞

- 地球環境の保全、循環型社会の形成

＜再生可能エネルギー推進部会＞

- 再生可能エネルギー

＜自然共生部会＞

- 自然と人との共生、生物多様性戦略ビジョン

＜持続可能な社会形成部会、再生可能エネルギー推進部会、自然共生部会＞

- 環境総合計画の個別分野（地球環境の保全、循環型社会の形成など）

※並行して作業を進めている生物多様性戦略ビジョンの検討状況について、自然共生部会に報告

※各部会2回～3回開催予定

春以降

企画計画部会を含む各部会において、素案を審議後

パブリックコメント（新計画の素案）

★答申・改定

石川県環境審議会部会報告について（総括）

議事事項：石川県環境総合計画の改定について

環境審議会・企画計画部会

環境総合計画全体の審議

(令和7年7月31日（木）開催)

持続可能な社会形成部会

環境総合計画（地球環境の保全、循環型社会の形成）の審議

（①令和7年8月21日（木）、②令和7年11月17日（月）開催）

再生可能エネルギー推進部会

環境総合計画（再生可能エネルギー）の審議

（①令和7年9月1日（月）、②令和7年11月19日（水）開催）

※個別の審議内容については、
参考3 石川県環境審議会及び
各部会におけるご意見を参照

自然共生部会

環境総合計画（自然と人との共生）の審議

（令和7年11月4日（火）開催）

頂いたご意見については、
可能な限り、
素案に反映する方向で検討

—ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）—

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

第二章 施策の推進体制

第一節 環境審議会

(設置)

第二十二条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、石川県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十三条 審議会は、法令及びこの条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項並びに環境総合計画の実施状況及びその評価に関して、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十四条 審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第二十五条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、二年とする。

4 委員及び専門委員は、再任されることがある。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十六条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

（会議）

第二十七条 畠議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 畠議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 畠議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第二十八条 畠議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 専門委員は、部会にのみ所属する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第二項及び第三項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

8 畠議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって畠議会の決議とすることができます。

（幹事）

第二十九条 畠議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、畠議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（雑則）

第三十条 この条例に定めるもののほか、畠議会の運営に関し必要な事項は、会長が畠議会に諮って定める。

—石川県環境審議会運営要領—

石川県環境審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号。以下「条例」という。）第30条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、石川県環境審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の審議会の会議への出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第4条 条例第28条の規定に基づく部会は、企画計画部会、環境負荷低減部会、持続可能な社会形成部会、再生可能エネルギー推進部会、自然共生部会、環境影響評価部会及び温泉部会とする。

2 部会の所掌事務は別表に定めるところによる。

3 会長は、特に必要と認めるときは、第1項に規定する部会のうち、2以上の部会の委員及び専門委員をもって構成する合同部会を条例第28条の規定に基づく部会として臨時に設けることができる。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会（前条第1項及び第3項に規定する部会をいう。以下同じ。）に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができます。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

石川県環境審議会運営要領

(専門調査委員会)

- 第7条 部会は、当該部会の決議により、その所掌事務及び付議された事項を調査するための専門調査委員会を置くことができる。
- 2 専門調査委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が、部会長の推薦を受けて指名する。この場合、部会長は、他の部会に属する委員及び専門委員をも推薦することができる。
- 3 専門調査委員会に委員長を置き、部会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門調査委員会の名称には、その置かれる部会の名を冠するものとする。

(準用規定)

- 第8条 第2条及び第3条の規定は、部会及び専門調査委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」又は「委員長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(会議録)

- 第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならぬ。

(庶務)

- 第10条 審議会の庶務は、石川県生活環境部環境政策課において処理する。ただし、部会については、審議案件等の内容に応じ、石川県生活環境部内の所管担当課で処理するものとする。

(雑則)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成6年9月1日から施行する。

(略)

附 則

この要領は、令和7年7月31日から施行する。

石川県環境審議会運営要領

部会名	所掌事務
企画計画部会	<p>1 環境の保全の基本的事項に関すること。</p> <p>2 環境総合計画の策定、実施状況の点検・評価、改定に関すること。</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌に属しない事項に関すること。</p>
環境負荷低減部会	<p>1 大気汚染防止及び水質汚濁防止に係る排出基準等の設定に関すること。</p> <p>2 悪臭規制地域、騒音又は振動の規制地域、地盤沈下地域及び農用地土壤汚染対策地域の指定に関すること。</p> <p>3 悪臭規制基準及び騒音又は振動の規制基準の設定に関すること。</p> <p>4 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関すること。</p> <p>5 水質測定計画の作成に関すること。</p> <p>6 農用地土壤汚染対策計画の策定に関すること。</p> <p>7 ダイオキシン類の総量削減計画の策定に関すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、大気汚染防止、悪臭防止、騒音又は振動の防止、水質汚濁防止、土壤汚染、地盤沈下防止、地下水の適正管理及び農用地土壤汚染防止に係る重要事項に関すること。</p>
持続可能な社会形成部会	<p>1 地球温暖化対策等の持続可能な社会の形成に係る重要事項に関すること。</p> <p>2 廃棄物処理計画の策定に関すること。</p> <p>3 廃棄物の減量化、循環的利用の推進に関する調査・審議に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、持続可能な社会の形成に係る重要事項に関すること。</p>

石川県環境審議会運営要領

部会名	所掌事務
再生可能エネルギー推進部会	<p>1 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの利用の促進に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーに係る重要事項に関すること。</p>
自然共生部会	<p>1 生物多様性の保全に係る重要事項に関すること。</p> <p>2 県自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定に関すること。</p> <p>3 県立自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定に関すること。</p> <p>4 国定公園の公園計画のうち、知事が定める公園計画及び公園事業の決定に関すること。</p> <p>5 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定、変更等に関すること。</p> <p>6 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。</p> <p>7 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定に関すること。</p> <p>8 希少野生動植物種の指定等に関すること。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、自然と人との共生に係る重要事項に関すること。</p>

石川県環境審議会運営要領

部会名	所掌事務
環境影響評価部会	<p>1 環境影響評価技術指針の制定又は改定に関すること。</p> <p>2 環境影響評価に係る知事の意見に関すること。</p> <p>3 環境影響評価に関する技術的事項の調査・審議に関すること。</p> <p>4 廃棄物処理施設整備に係る生活環境の保全上の意見聴取に関すること。</p> <p>5 石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく知事の指導又は助言に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び廃棄物処理施設整備に係る重要事項に関すること。</p>
温泉部会	<p>1 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可・不許可の処分に関すること。</p> <p>2 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。</p> <p>3 温泉採取の制限の処分に関すること。</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、温泉行政に係る重要事項に関すること。</p>

－石川県環境審議会及び各部会におけるご意見－

石川県環境審議会・企画計画部会

参考 3

1.開催日時

令和7年7月31日（木）10:00～11:45

2.委員名簿

別紙のとおり

3.議事内容

石川県環境総合計画の改定について
(計画全体)

4.審議会等における主なご意見

- ・気候危機に関わる視点を入れるべき
- ・環境総合計画の6つの柱をとおして、ウェルビーイングを実現するということを明確に示すべき
- ・ウェルビーイングについて、人だけではなく、自然の視点も入れるべき
- ・再エネの推進に関して、防災の視点をいれるべき
- ・GXの推進について、産業界との更なる連携が不可欠
- ・水産業について、藻場の維持・増大の取組を示していただきたい
- ・生物多様性について、調査をしっかりとやっていただきたい
- ・公共事業で環境の形成を図っていくことも重要な視点

石川県環境審議会・企画計画部会

4.審議会等における主なご意見

- ・グリーンインフラの事業を今後進めていくといった検討をすべき
- ・風力発電について、国の動向を調査し、対応すべき
- ・地震の被害がどう回復するのか、自然史資料館とも連携し、ネットワークを作る必要がある
- ・梯川のカドミウム汚染の際は、環境庁のスポット調査後、県独自に調査を行った。地震の被害があつた本県の状況に
関し、県独自で精密な調査をしてはどうか
- ・食品ロス削減について、県民・事業者に対して、さらに周知すべき
- ・エシカル消費について、一般世代には十分に広まっておらず、環境教育が必要
- ・自然史資料館について、有意義な展示があるので非常に勉強になる。ボランティアやお手伝いの方もまだまだ必要

1.開催日時

令和7年8月21日（木）10:00～11:30

2.委員名簿

別紙のとおり

3.議事内容

石川県環境総合計画の改定について
(地球環境の保全、循環型社会の形成)

4.審議会等における主なご意見

- ・温室効果ガス排出量の削減に向けて、網羅的ではなく、石川モデルのような重点的な施策が必要
- ・世帯や企業規模でターゲットを絞った県民運動を仕掛ける必要がある
- ・（地球温暖化対策について、）学校と連携・協力した啓発が必要
- ・家庭版環境ISOの取組の成果を目に見える形で報告してほしい
- ・産業部門の危機意識を高めるにはカーボンプライシングがポイントになる
- ・石川県の大半を占める中小企業の取組は数の観点でも重要であり、働きかけや学習の機会を増やす必要がある
- ・住宅の再建時に、省エネ化や県産材使用促進のため、能登に特化した支援をしてはどうか
- ・太陽光発電設備を推進する以上は、その廃棄を見据えた施策が必要

1.開催日時

令和7年11月17日（月）13:30～15:15

2.委員名簿

別紙のとおり

3.議事内容

石川県環境総合計画の改定について
(地球環境の保全、循環型社会の形成)

4.審議会等における主なご意見

- ・リサイクルとリニューアブルの違いが分かりにくい、効果が見えない
- ・いしかわ家庭版環境ISOのエコチケット事業は周知が必要
- ・企業だけではなく、家庭においても環境負荷を把握することが肝要
- ・リサイクル製品を消費者が手に取りやすくなるような取組をすべき
- ・資源ごみについて、ごみではなく資源であることを強調していく必要がある
- ・回収や分別を簡便にする工夫ができるか
- ・事業所の太陽光発電については、自家消費できていない場合があり、有効的な活用を検討すべき

1.開催日時

令和7年9月1日（月）13:30～15:30

2.委員名簿

別紙のとおり

3.議事内容

石川県環境総合計画の改定について
(再生可能エネルギー)

4.審議会等における主なご意見

- ・家庭における省エネの導入には、意欲を持った方々の経済的負担を軽減する施策、県民の意見のくみ上げが必要
- ・地域特性を活かした再エネの導入、地域活性化、産業振興という方針は良い
- ・水に弱いペロブスカイト太陽電池をビルの内窓で使うことで、強みに生かすことができるといった本県ならではの再エネの取組の全国への発信に期待
- ・「防災面での再エネの活用」は時宜を得た非常に重要な視点
- ・能登の復興では、地域資源を活かした持続可能なエネルギー供給と観光価値の向上を期待
- ・太陽光発電の出力抑制や変換ロスの課題を踏まえ、面的・ネットワーク的な視点で、蓄電所や直流供給の活用を含めた電力供給方法の検討が必要

1.開催日時

令和7年11月19日（水）13:30～15:00

2.委員名簿

別紙のとおり

3.議事内容

石川県環境総合計画の改定について
(再生可能エネルギー)

4.審議会等における主なご意見

- ・太陽光発電については、支障のない施設物に設置するゾーニングが必要ではないか
- ・災害レジリエンスの強化に向けた再エネの多面的な活用が重要
- ・事業者が導入しやすいよう、事例や導入マニュアルを整備してほしい
- ・石川県が行っている廃棄物のバイオマス化は全国的に先進的な事例であり、促進すべき
- ・森林はCO₂吸収源のほか、エネルギー源でもあり、有効活用を検討すべき
- ・輪島市の洋上風力は、自治体の協力が必要
- ・省エネ住宅において、コスト面だけではなく、健康寿命を重んじた脱炭素を進めていく石川県らしい取組を行っている
- ・地熱発電の活用も検討すべき
（ヒートショック対策等）
- ・県民の半数が国の温室効果ガス削減目標を知らないということであり、今後も情報発信の強化や環境教育が必要

石川県環境審議会自然共生部会

参考3

1.開催日時

令和7年11月4日（火）10:00～11:30

2.委員名簿

別紙のとおり

3.議事内容

石川県環境総合計画の改定について
(自然と人との共生)

4.審議会等における主なご意見

- ・気候変動への対応について、消費者・生活者への啓発を一層充実させていく必要がある
- ・行動計画に対し、指標などを立て、その担当部局を明確にしておくことが計画の進捗管理において重要
- ・政策を実施する際に、結果的に自然環境を破壊することにならないか、事前にきちんと考えるべき
- ・イノシシが増えているため、竹林整備、緩衝帯の整備をすべき
- ・里山里海での体験の推進について、他の団体との連携・支援等を行うことによって、より裾野が広がると思う
- ・里山に住み着いたクマを奥山に戻すために、奥山の環境保全について考慮してほしい
- ・生物多様性の調査をして、できるだけ信頼性の高い個体数や分布のデータを集め、それを役立てていくことが重要
- ・現場で種類を同定するなど、専門的な仕事を現場でできる人がいなくなっていることが問題
- ・環境省が地域生物多様性増進法に基づき進める「地域生物多様性増進活動支援センター」を設けないのか
- ・公共事業の実施においては、事業を行うだけではなく、その後のモニタリングを行うべき

石川県環境審議会委員名簿

氏名	役職名	氏名	役職名	令和7年7月31日時点
青海 万里子	金沢エコライフらぶ代表	中村 明子	弁護士	
青山 邦洋	石川県漁業協同組合専務理事	中村 浩二	金沢大学名誉教授	
池本 良子	金沢大学名誉教授	能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会長	
一恩 英二	石川県立大学教授	野口 強	(株)北國新聞社論説委員	
市原 あかね	金沢大学名誉教授	橋本 昌子	金沢商工会議所女性会長	
井村 久則○	金沢大学名誉教授	長谷川 浩	金沢大学理工研究域物質化学系教授	
浮田 美穂	弁護士	服部 紀子	日本労働組合総連合会石川県連合会執行委員	
尾島 恭子	金沢大学副学長・教授	早川 和一○	金沢大学名誉教授	
神谷 隆宏	福井県立大学恐竜学部教授	早川 芳子	会議通訳者	
神谷 ますみ	(公財)いしかわ女性基金評議員	番匠 未樹	石川県青年団協議会常任理事	
河内 久美子	金沢学院短期大学名誉教授	廣澤 貴子	JA石川県女性組織協議会長	
城戸 照彦	金沢大学名誉教授	古池 博	石川県地域植物研究会長	
汲田 幹夫	金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授	前 哲雄	石川県町長会長	
近藤 安爲	石川県森林組合連合会代表理事長	松木 昭博	日本放送協会金沢放送局コンテンツセンター長	
清水 俊郎	(株)中日新聞社北陸本社編集局長	宮下 隆司	石川県医師会理事	
新 広昭	金沢星稜大学副学長・教授	村山 卓	石川県市長会長	
甚田 和幸	石川県町会区長会連合会副会長	※ 敬称略、○は会長、○は会長職務代理		

石川県環境審議会企画計画部会委員名簿

参考3

氏 名

役 職 名

青海 万里子 金沢エコライフらぶ代表

一恩 英二 石川県立大学教授

市原 あかね 金沢大学名誉教授

井村 久則○ 金沢大学名誉教授

城戸 照彦 金沢大学名誉教授

近藤 安爲 石川県森林組合連合会代表理事長

新 広昭 金沢星稜大学副学長・教授

甚田 和幸 石川県町会区長会連合会副会長

中村 浩二 金沢大学名誉教授

野口 強 (株)北國新聞社論説委員

氏 名

役 職 名

橋本 昌子 金沢商工会議所女性会長

長谷川 浩 金沢大学理工研究域物質化学系教授

服部 紀子 日本労働組合総連合会石川県連合会執行委員

早川 和一○ 金沢大学名誉教授

早川 芳子 会議通訳者

廣澤 貴子 JA石川県女性組織協議会長

古池 博 石川県地域植物研究会長

前 哲雄 石川県町長会長

宮下 隆司 石川県医師会理事

村山 卓 石川県市長会長

※ 敬称略、

○は部会長、○は部会長職務代理

石川県環境審議会持続可能な社会形成部会委員名簿

参考3

氏 名

役 職 名

青海 万里子 金沢エコライフくらぶ代表

浮田 美穂 弁護士

尾島 恭子 金沢大学副学長・教授

汲田 幹夫○ 金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授

河内 久美子 金沢学院短期大学名誉教授

小林 健一 日本放送協会金沢放送局コンテンツセンター長

清水 俊郎 (株)中日新聞社北陸本社編集局長

新 広昭○ 金沢星稜大学副学長・教授

能木場 由紀子 石川県婦人団体協議会長

野口 強 (株)北國新聞社論説委員

橋本 昌子 金沢商工会議所女性会長

氏 名

役 職 名

服部 紀子 日本労働組合総連合会石川県連合会執行委員

早川 芳子 会議通訳者

番匠 未樹 石川県青年団協議会常任理事

前 哲雄 石川県町長会長

村山 卓 石川県市長会長

(専門委員)

荒木 重則 (一社)石川県繊維協会理事

小中出 佳津良 (一社)石川県建設業協会副会長

高山 盛司 (一社)石川県産業資源循環協会会長

永野 紳一郎 金沢工業大学建築学部教授

中村 俊介 (一社)石川県鉄工機電協会常任理事 新分野・環境委員長

※ 敬称略、

○は部会長、○は部会長職務代理

石川県環境審議会再生可能エネルギー推進部会委員名簿

参考 3

氏 名

役 職 名

池本 良子 金沢大学名誉教授

汲田 幹夫○ 金沢大学理工研究域フロンティア工学系教授

河内 久美子 金沢学院短期大学名誉教授

新 広昭○ 金沢星稜大学副学長・教授

氏 名

役 職 名

(専門委員)

泉井 良夫 金沢工業大学工学部電気エネルギー・システム工学科教授

木綿 隆弘 金沢大学理工研究域機械工学系流体工学研究室教授

蔵本 和夫 (社)いしかわ環境パートナーシップ県民会議会長

杉山 正和 東京大学先端科学技術研究センター所長

瀧本 裕士 石川県立大学生物資源環境学部環境科学科教授

宮島 昌克 金沢大学名誉教授

※ 敬称略、

○は部会長、○は部会長職務代理

石川県環境審議会自然共生部会委員名簿

参考3

氏 名

役 職 名

青山 邦洋 石川県漁業協同組合専務理事

一恩 英二◎ 石川県立大学教授

尾島 恭子 金沢大学副学長・教授

神谷 隆宏 福井県立大学恐竜学部教授

神谷 ますみ (公財)いしかわ女性基金評議員

近藤 安爲 石川県森林組合連合会代表理事長

中村 明子 弁護士

中村 浩二〇 金沢大学名誉教授

番匠 未樹 石川県青年団協議会常任理事

古池 博 石川県地域植物研究会長

氏 名

役 職 名

(専門委員)

大井 徹 石川県立大学特任教授

香坂 玲 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

白川 郁栄 日本野鳥の会石川代表

辻森 金市 (一社)石川県獵友会長

三谷 幹雄 金沢ふるさと愛山会会員

村山 和臣 (公社)石川県観光連盟理事

※ 敬称略、

◎は部会長、〇は部会長職務代理

—県民意識調査の実施結果について（概要）—

調査概要



調査対象	満18歳以上の石川県民
有効回答数	配布対象数：2,000人 有効回答数：1,159人／回答率58.0%
調査方法	郵送又はWebで回答
調査項目	次頁のとおり
調査期間	令和7年9月18日～令和7年10月10日



調査対象	県内事業者
有効回答数	配布対象数：500事業者 有効回答数：197事業者／回答率39.4%
調査方法	郵送又はWebで回答
調査項目	次頁のとおり
調査期間	令和7年7月28日～令和7年8月12日

趣旨

ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づき、県民意識調査を実施（7月～9月の間で2週間程度）
結果については、第2回石川県環境審議会企画計画部会でご報告

（参考）ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

第二十一条（略）

4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、県民の意見が広く反映されるように配慮するものとする。

調査項目

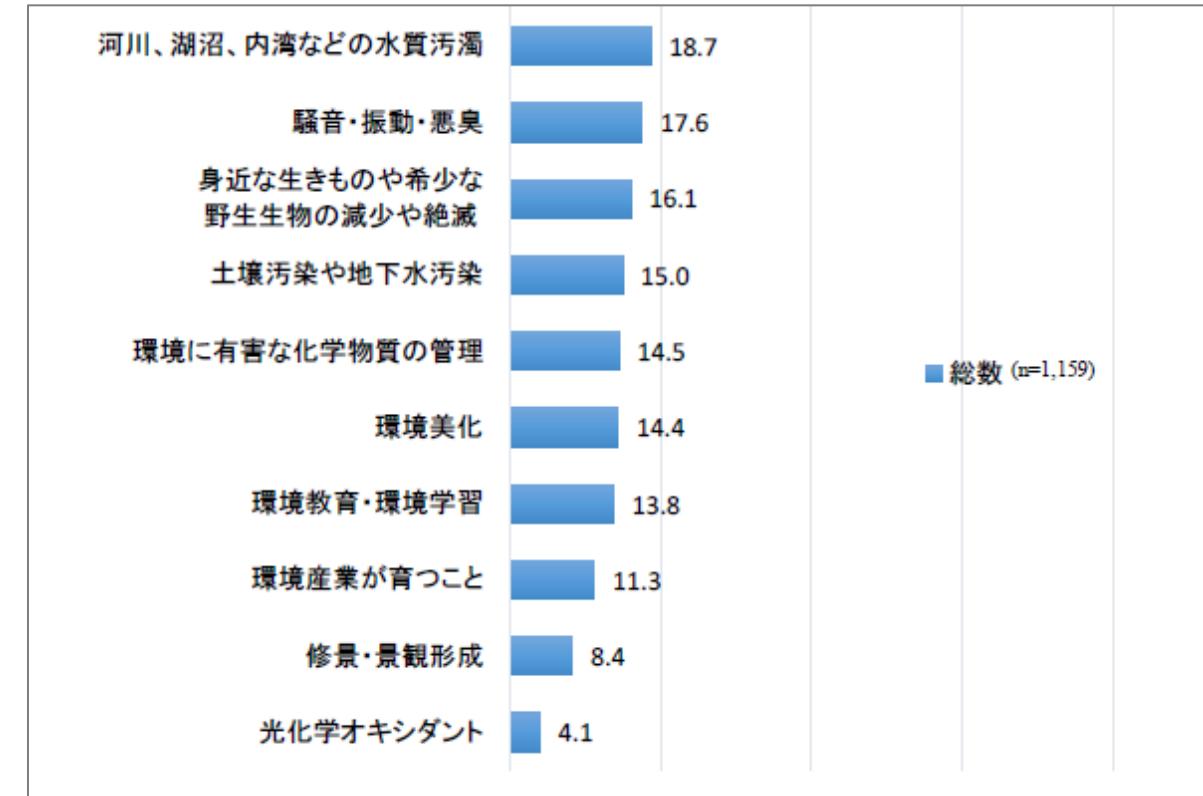
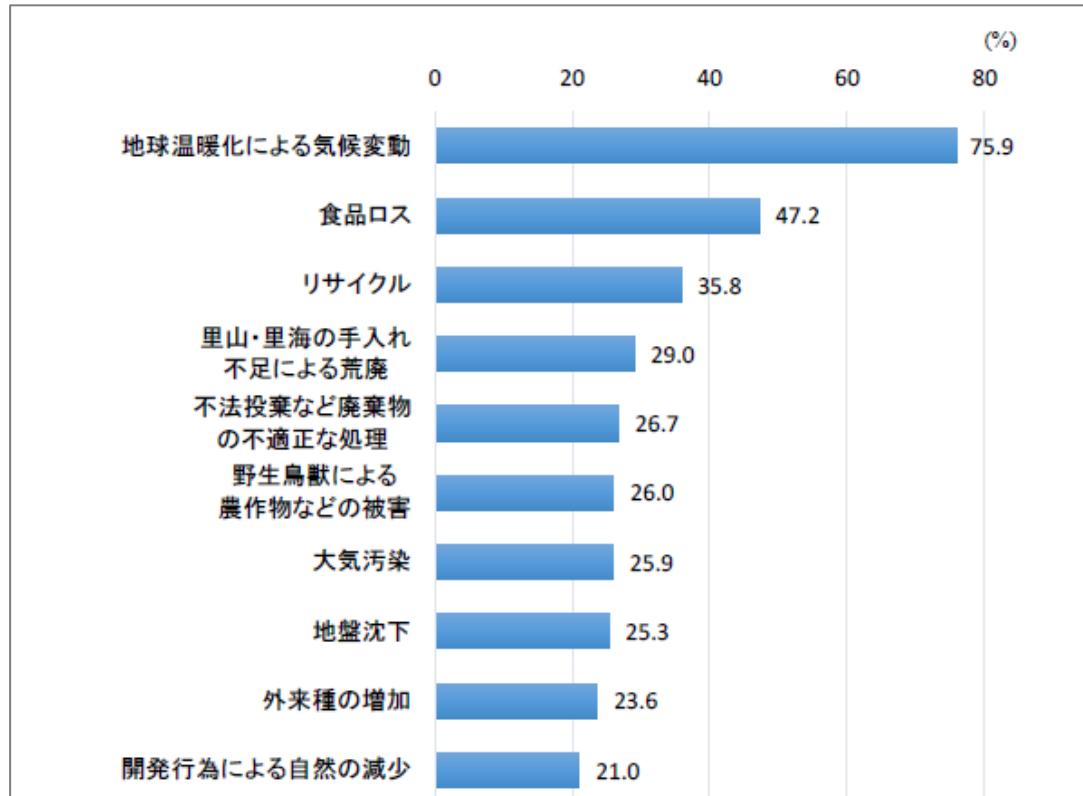
県民の環境に関する意識やニーズ等を把握するため、以下の項目で実施

- | | | |
|---|---------------------|-------|
| 1 | 関心のある環境課題 | <県民版> |
| 2 | 環境に関する満足度 | |
| 3 | 日常生活で実施している行動 | |
| 4 | 日常の中で感じていること | |
| 5 | 地球温暖化（再エネの項目も新たに追加） | |
| 6 | 循環型社会の構築 | |
| 7 | 里山里海の利用保全（生物多様性の保全） | |
| 8 | 自由意見 | |

- | | | |
|---|--------------|--------|
| 1 | 環境への関心や意識 | <事業者版> |
| 2 | 再エネ・省エネの取組状況 | |
| 3 | 自由意見 | |

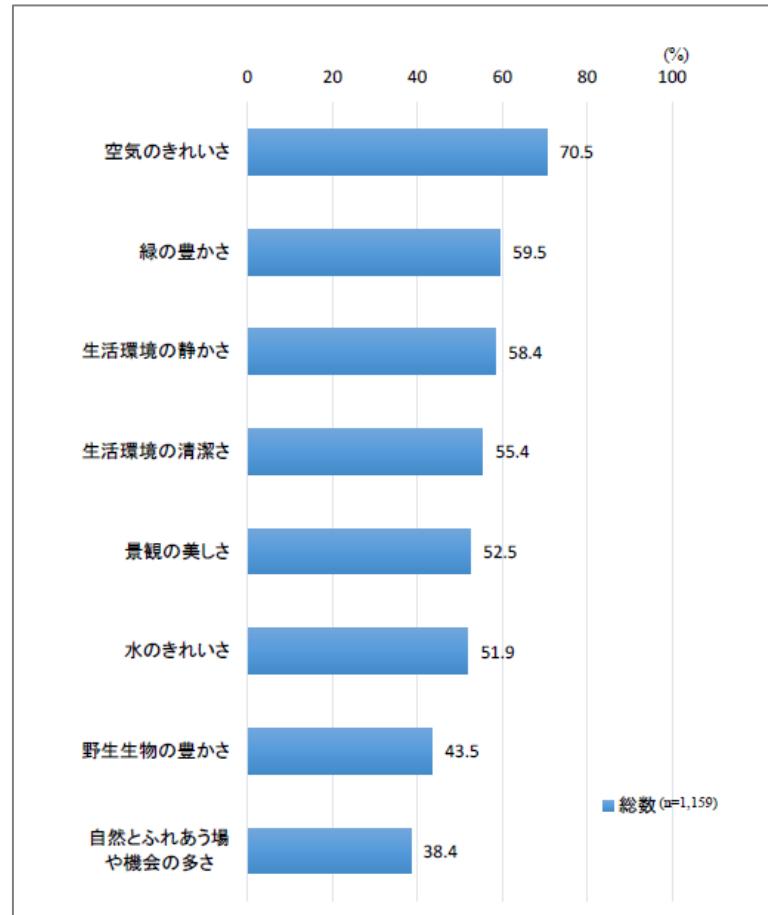
1／関心のある環境課題

関心のある環境課題について、「**地球温暖化による気候変動**」が**75.9%**で最も多く、次に、「**食品ロス**」が**47.2%**、「**リサイクル**」が**35.8%**となっている。



2／環境に関する満足度

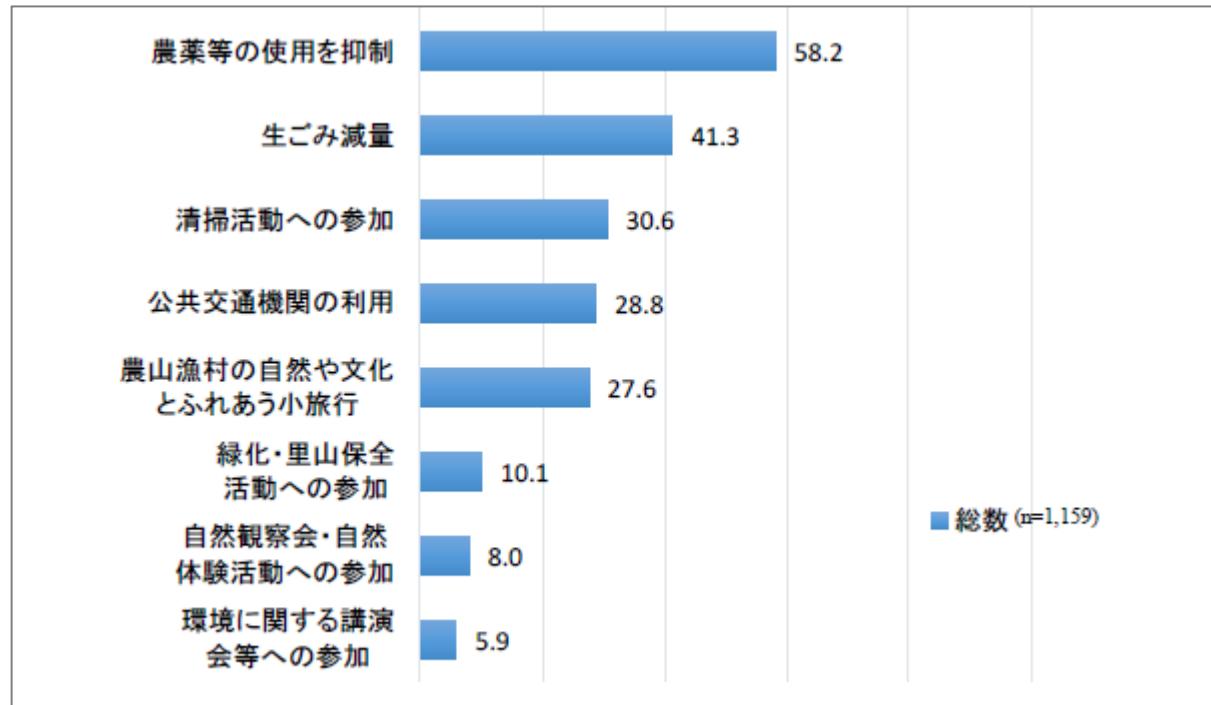
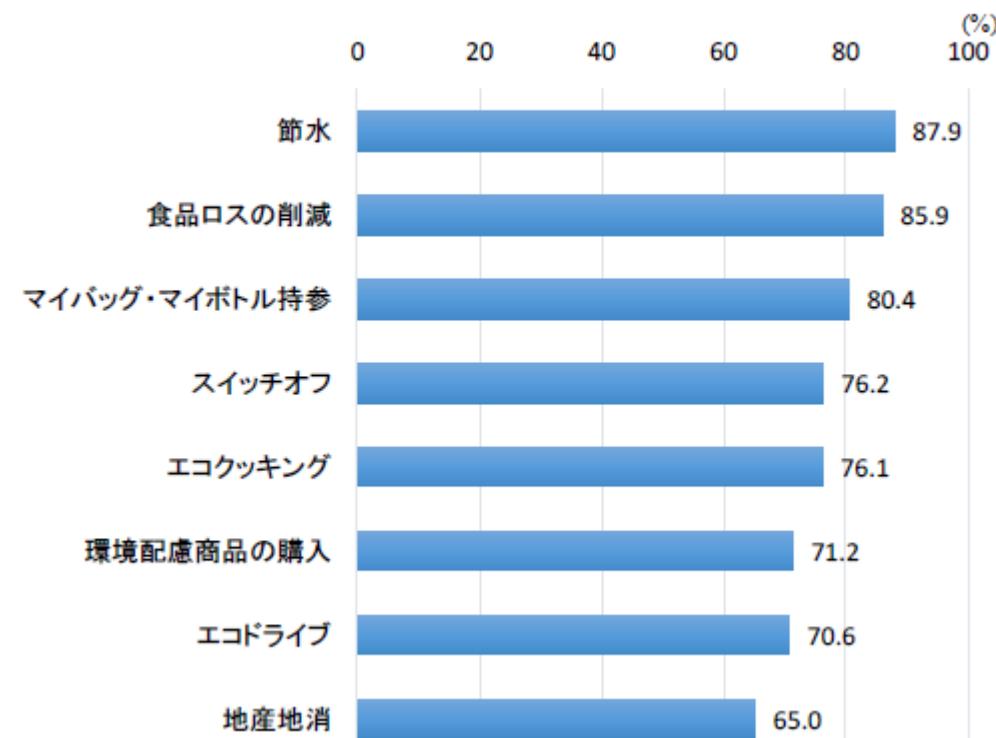
環境に関する満足度について、「**空気のきれいさ**」が**70.5%**で最も多く、次に、「**緑の豊かさ**」が**59.5%**、「**生活環境の静けさ**」が**58.4%**となっている。



※満足度の割合は、
「満足」、「どちらかといえば満足」の計で算出

3／日常生活で実施している行動

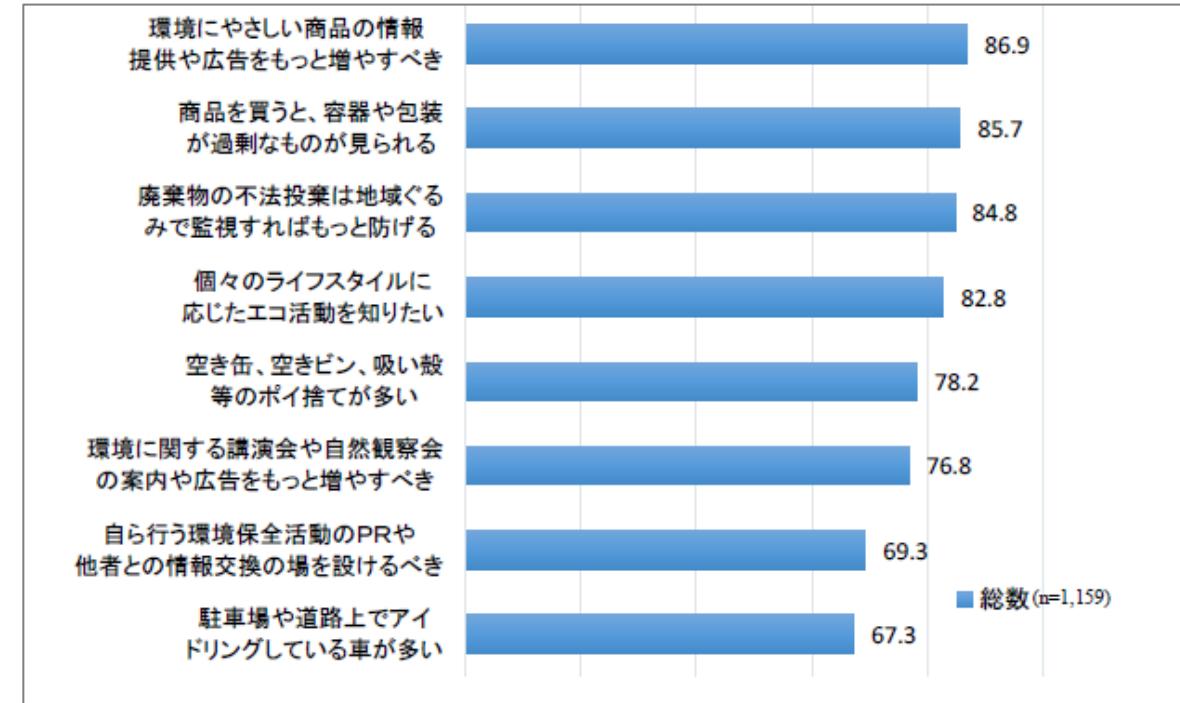
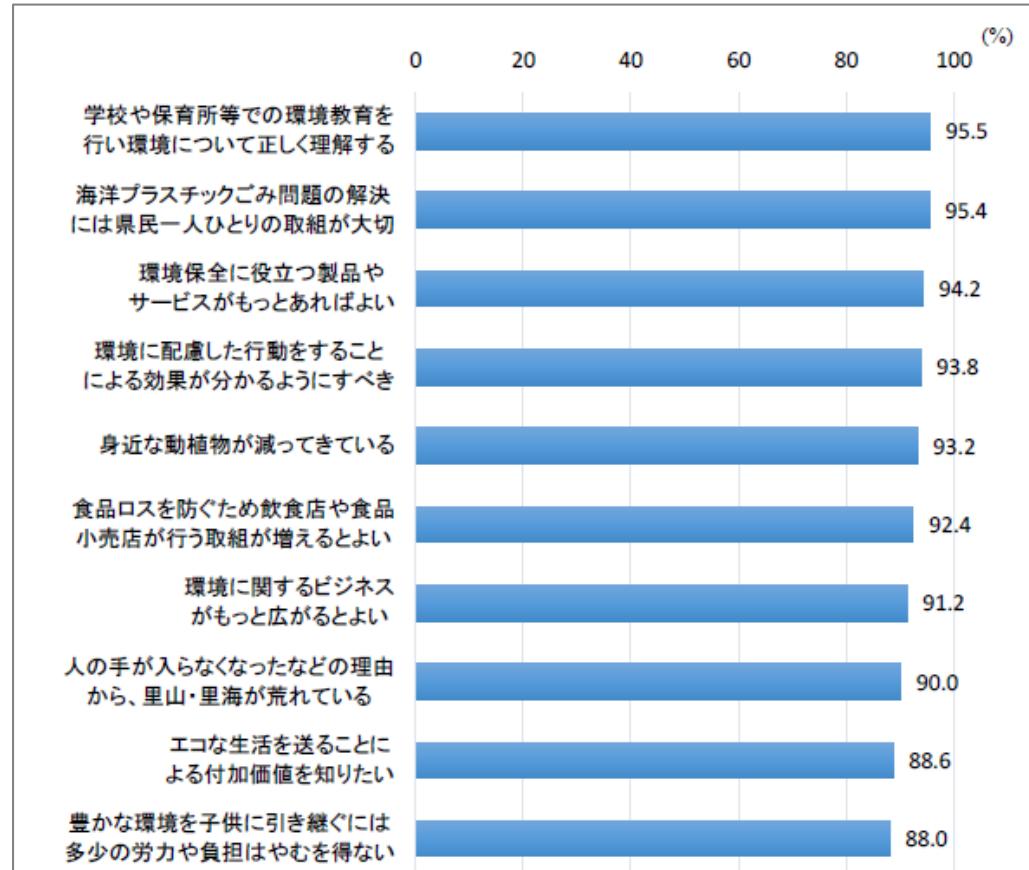
日常生活で実施している行動について、「節水」が87.9%で最も多く、次に、「食品ロスの削減」が85.9%、「マイバッグ・マイボトルの持参」が80.4%となっている。



※実行している割合は、「いつも実行している」、「ときどき実行している」の計で算出

4／日常の中で感じていること

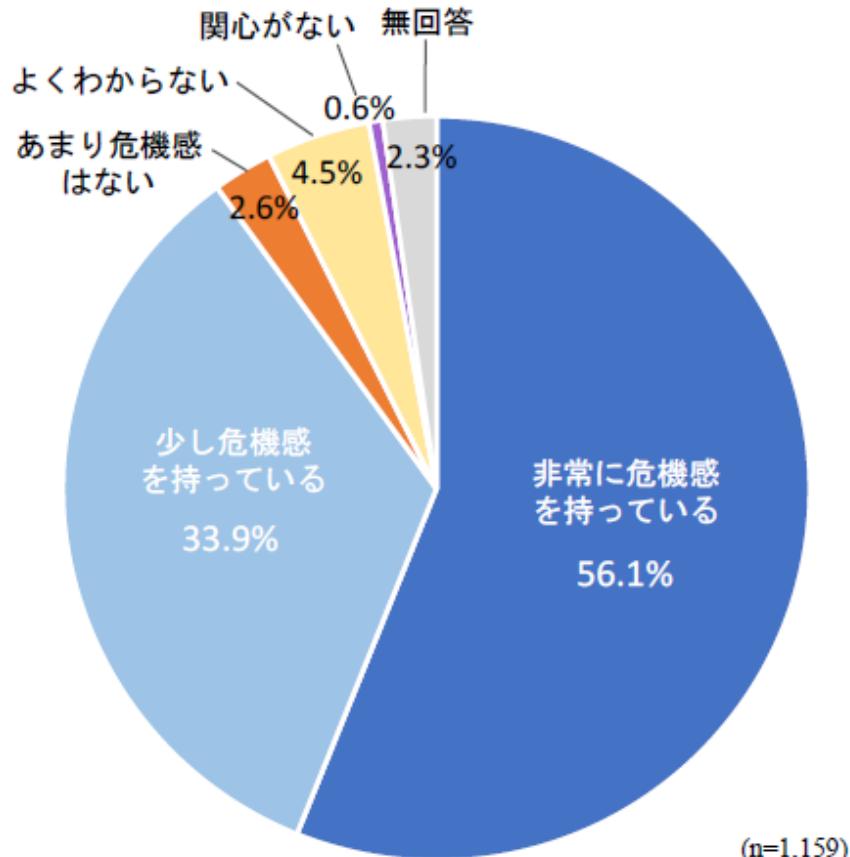
日常生活で感じていることについて、「**学校や保育所等での環境教育を行い環境について正しく理解する**」が**95.5%**で最も多く、次に、「**海洋プラスチックごみ問題の解決には県民一人ひとりの取組が大切**」が**95.4%**となっている。



※そう思うの割合は、
「そう思う」、「少しそう思う」の計で算出

5／地球温暖化について（地球温暖化について感じること）

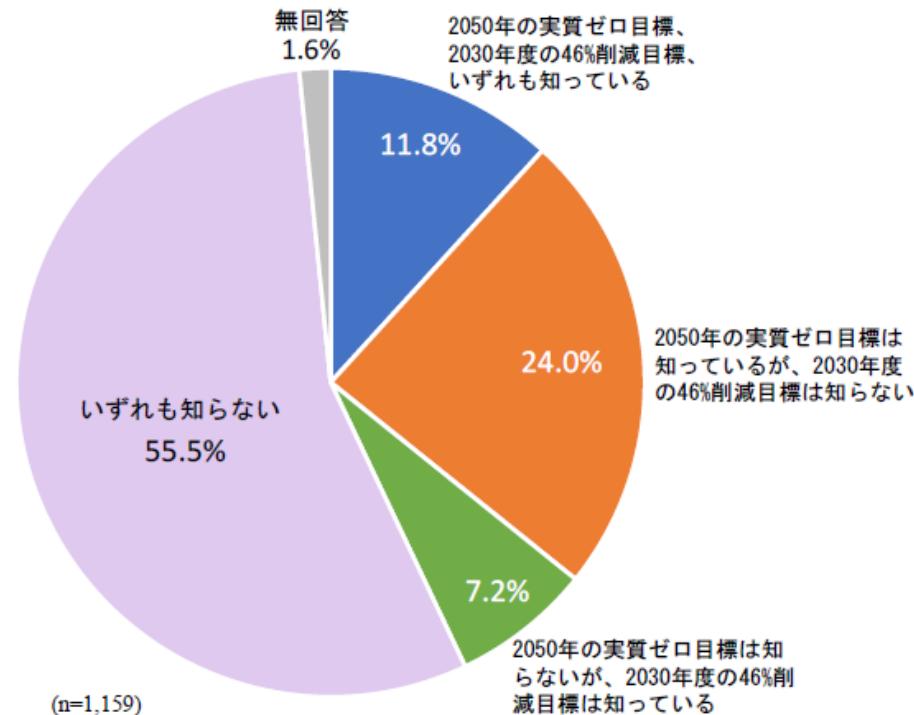
地球温暖化について、「非常に危機感を持っている」が56.1%で最も多く、「少し危機感を持っている」が33.9%と、全体の9割が「危機感を持っている」と回答



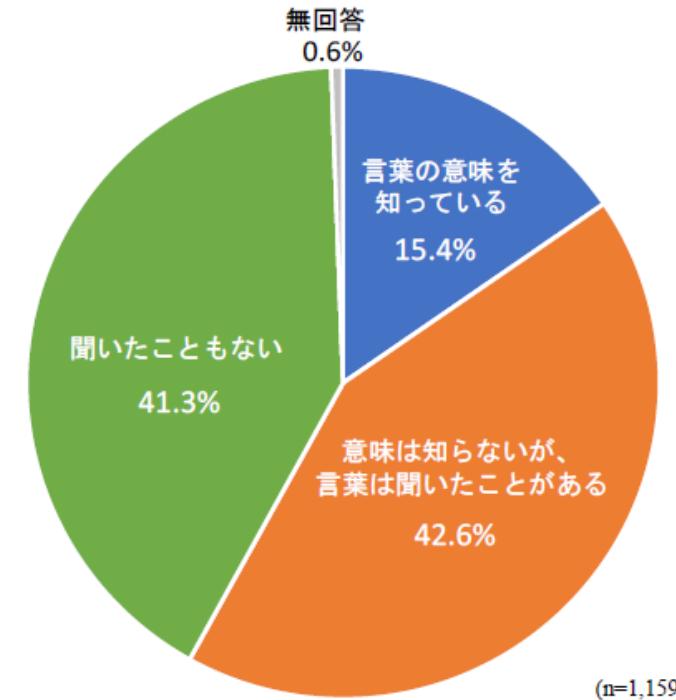
<地球温暖化について感じること>

5／地球温暖化について（温室効果ガス削減目標／気候変動適応認知状況）

- 温室効果ガス削減目標の認知状況について、「**2050年目標・2030年目標のいずれも知らない**」が、**55.5%**と全体の半数を超えている。
- 気候変動適応の認知状況について、「**言葉の意味を知っている**」、「**意味は知らないが、言葉は聞いたことがある**」を合わせて、認知割合は全体の**58.0%**となっている。



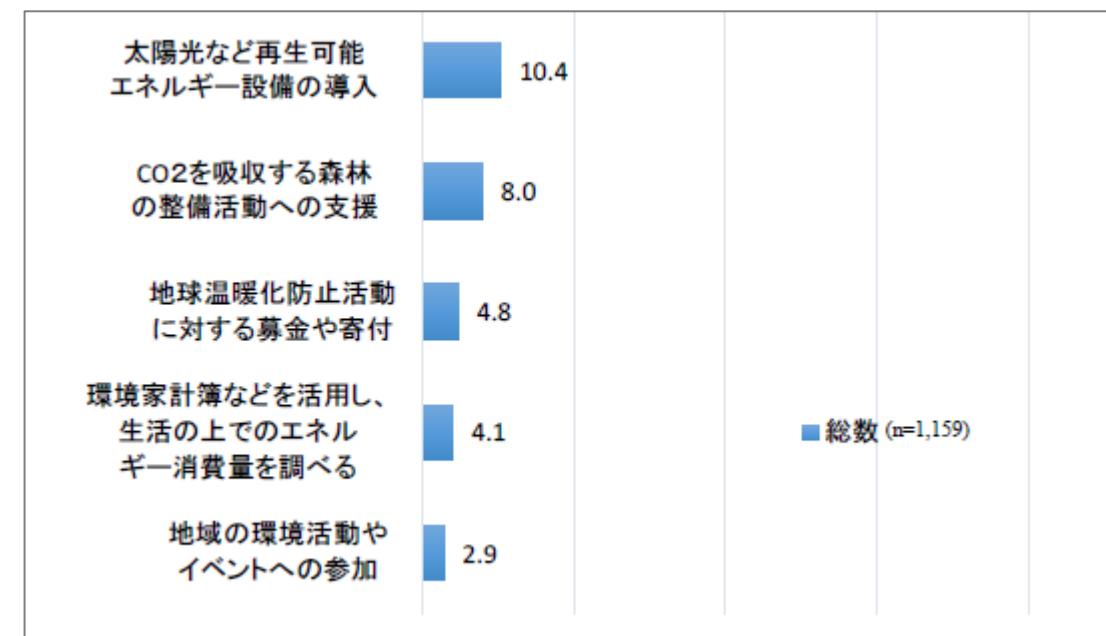
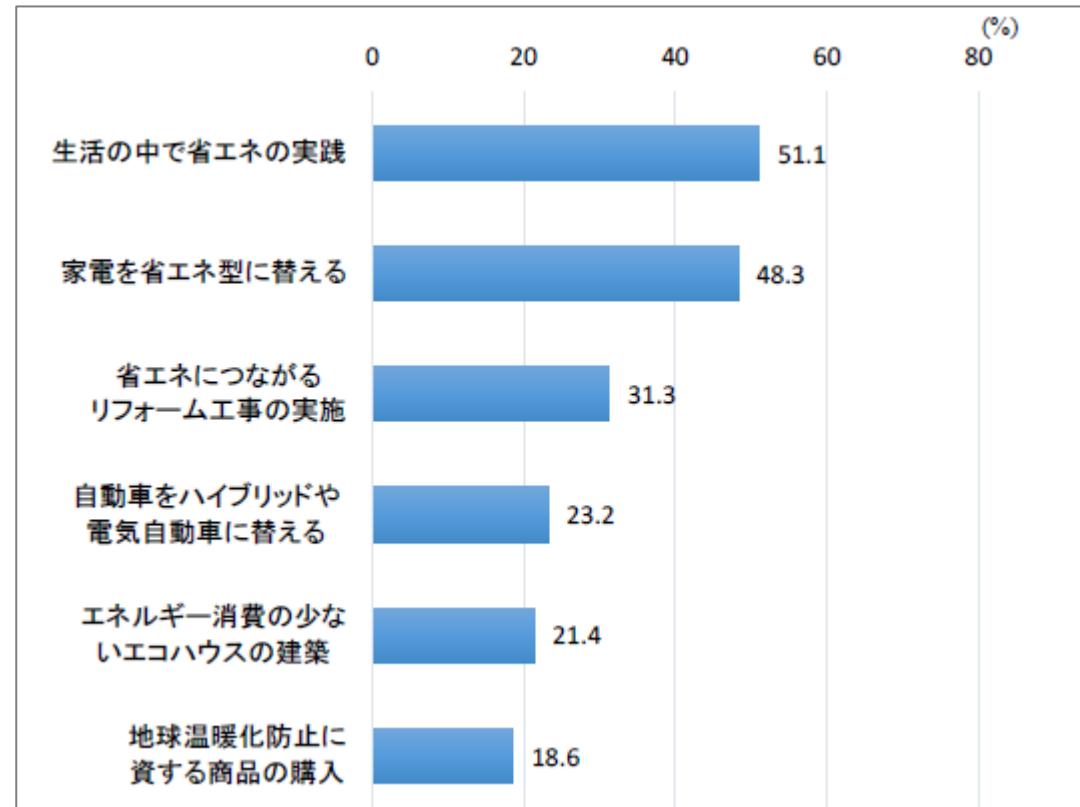
<温室効果ガス削減目標認知状況>



<気候変動適応認知状況>

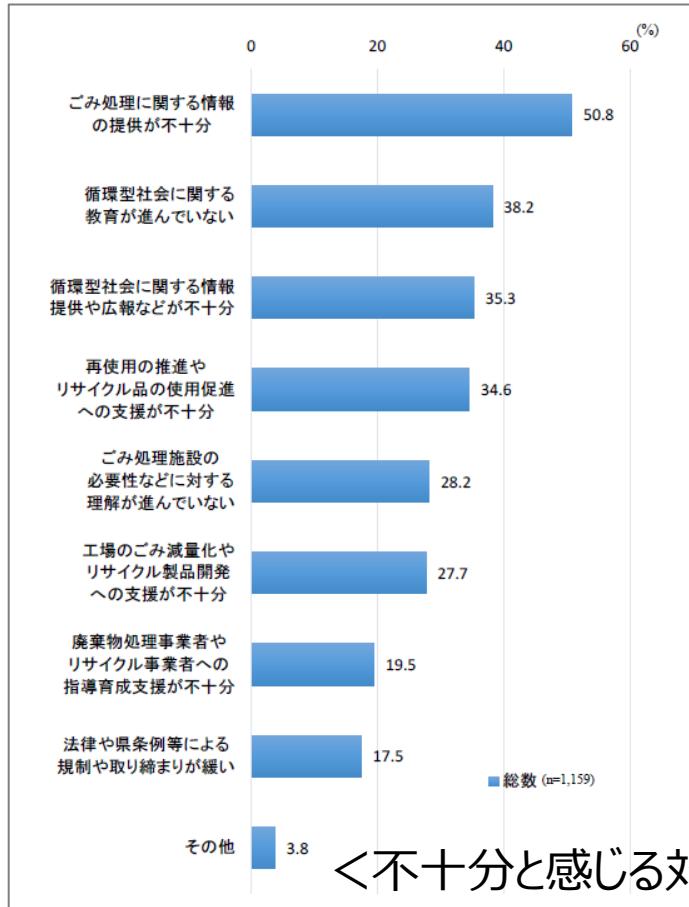
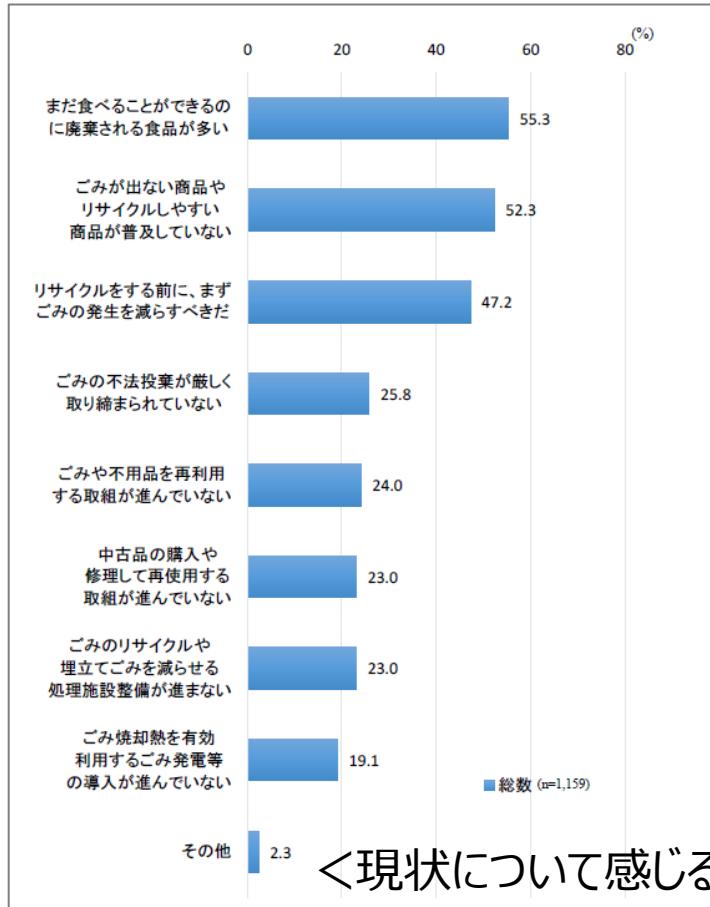
5／地球温暖化について（地球温暖化対策に係る取組状況）

地球温暖化対策に係る取組状況について、「**生活の中での省エネの実践**」が**51.1%**と最も多く、次に、「**家電を省エネに替える**」が**48.3%**、「**省エネにつながるリフォーム工事の実施**」が**31.3%**となっている。



6／循環型社会の構築について（現状について感じること／不十分と感じる対策）

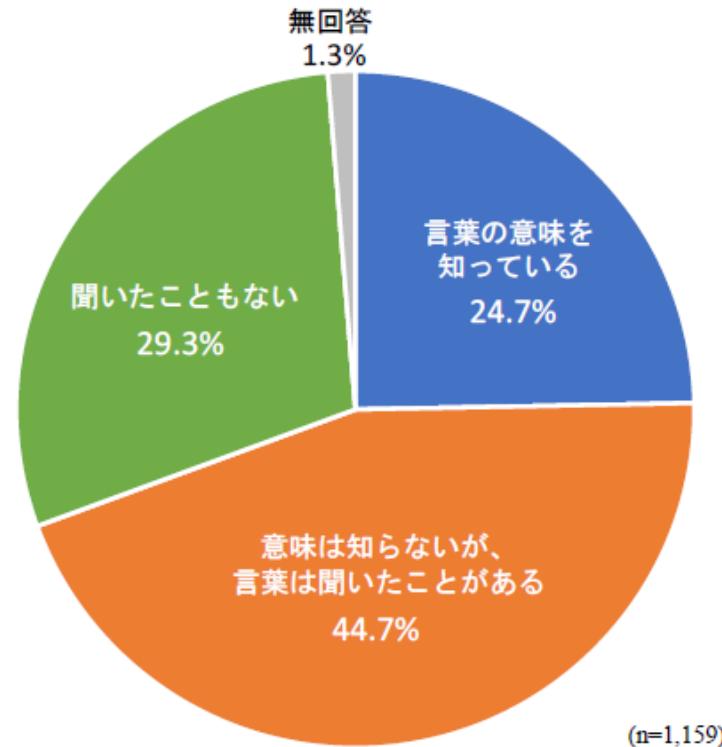
循環型社会の現状について、「まだ食べることができるように廃棄される食品が多い」が55.3%で最も多く、「ごみが出ない商品やリサイクルしやすい商品が普及していない」が52.3%となっている。



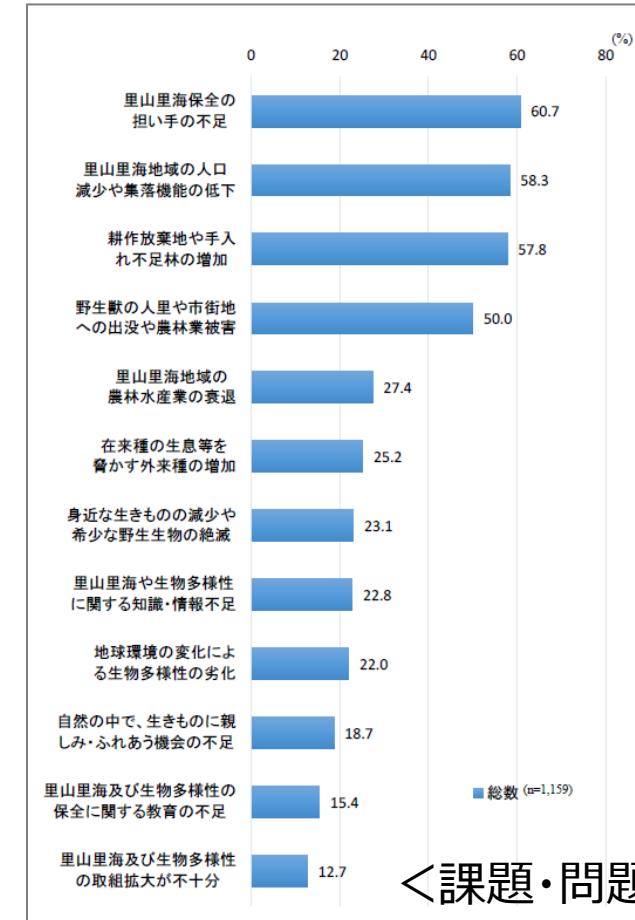
不十分と感じる対策については、「**ごみ処理に関する情報の提供が不十分**」が50.8%と最も多く、次に、「**循環型社会に関する教育が進んでいない**」が38.2%となっている。

7／里山里海の利用保全（生物多様性）について（生物多様性認知状況／課題・問題点）

生物多様性の認知状況について、「**言葉の意味を知っている**」が**24.7%**で最も多く、「**意味は知らないが、言葉は聞いたことがある**」が**44.7%**と生物多様性の認知割合は、全体の**69.4%**となっている。



<生物多様性認知状況>



<課題・問題点>

課題・問題点については、「**里山里海保全の担い手の不足**」が**60.7%**と最も多く、次に、「**里山里海地域の人口減少や集落機能の低下**」が**58.3%**となっている。

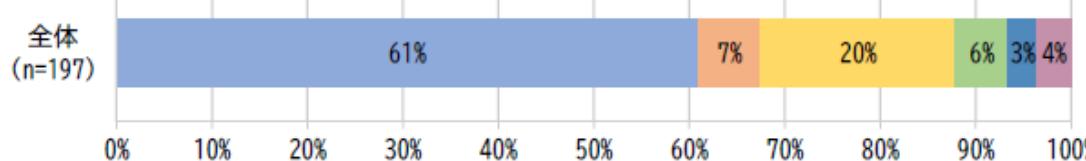
1／環境への関心や意識（環境に配慮した経営の位置付けについて）

全 体

環境に配慮した経営の位置付けについて、「企業の社会的責任として取り組んでいる」が61%で最も多く、次に、「環境に関する法規制等の遵守のため取り組んでいる」が20%、「重要なビジネス戦略として取り組んでいる」が7%となっている。

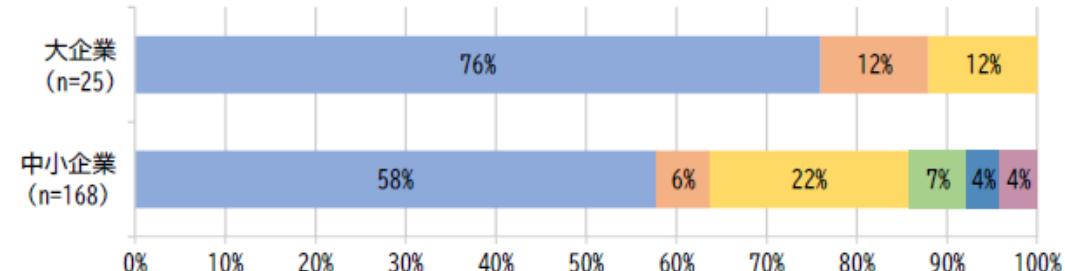
【全体】

- 企業の社会的責任として取り組んでいる
- 重要なビジネス戦略として取り組んでいる
- 環境に関する法規制等の遵守のため取り組んでいる
- ビジネスリスクの低減のため取り組んでいる
- 取引先との関係上、必要となるため取り組んでいる
- その他の理由
- 取り組んでいない



【事業者規模別】

- 企業の社会的責任として取り組んでいる
- 重要なビジネス戦略として取り組んでいる
- 環境に関する法規制等の遵守のため取り組んでいる
- ビジネスリスクの低減のため取り組んでいる
- 取引先との関係上、必要となるため取り組んでいる
- その他の理由
- 取り組んでいない



1／環境への関心や意識（環境に配慮した経営の位置付けについて）

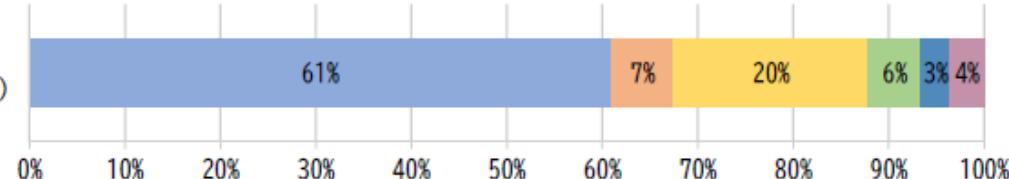
規模別

環境に配慮した経営の位置付けについて、

- 大企業では、「企業の社会的責任として取り組んでいる」が76%で最も多い。
- 中小企業では、「企業の社会的責任として取り組んでいる」が58%で最も多く、次に、「環境に関する法規制等の遵守のため取り組んでいる」が22%となっている。

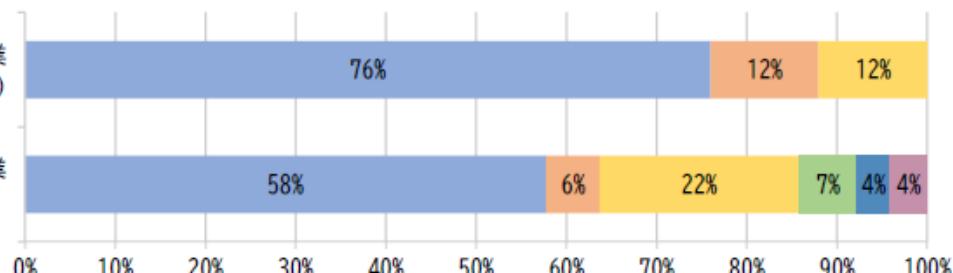
【全体】

- 企業の社会的責任として取り組んでいる
- 重要なビジネス戦略として取り組んでいる
- 環境に関する法規制等の遵守のため取り組んでいる
- ビジネスリスクの低減のため取り組んでいる
- 取引先との関係上、必要となるため取り組んでいる
- その他の理由
- 取り組んでいない

全体
(n=197)

【事業者規模別】

- 企業の社会的責任として取り組んでいる
- 重要なビジネス戦略として取り組んでいる
- 環境に関する法規制等の遵守のため取り組んでいる
- ビジネスリスクの低減のため取り組んでいる
- 取引先との関係上、必要となるため取り組んでいる
- その他の理由
- 取り組んでいない

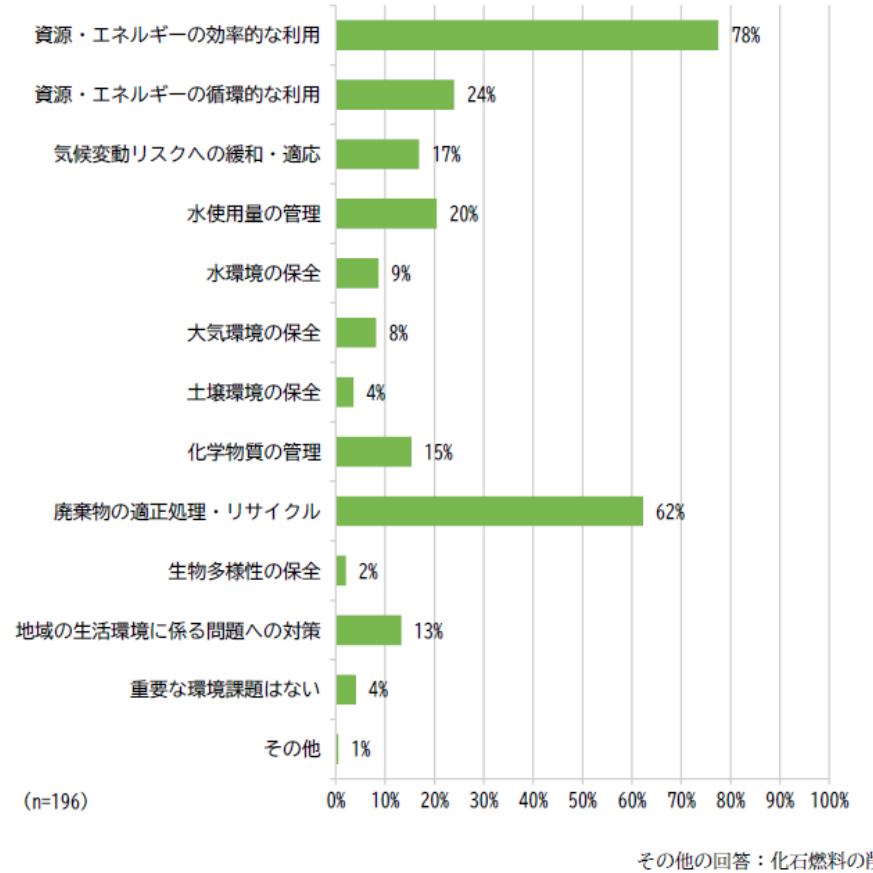
大企業
(n=25)

1／環境への関心や意識（事業所における重要な環境課題）

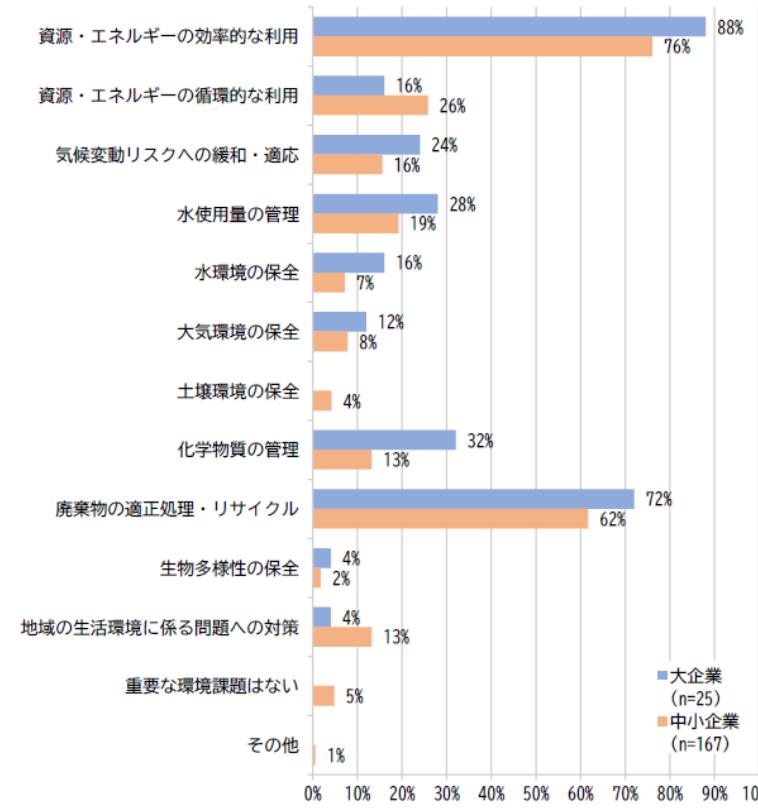
全 体

事業所における重要な環境課題について、「資源・エネルギーの効率的な利用」が78%で最も多く、次に、「廃棄物の適正処理・リサイクル」が62%、「資源・エネルギーの循環的な利用」が24%となっている。

【全体】



【事業者規模別】

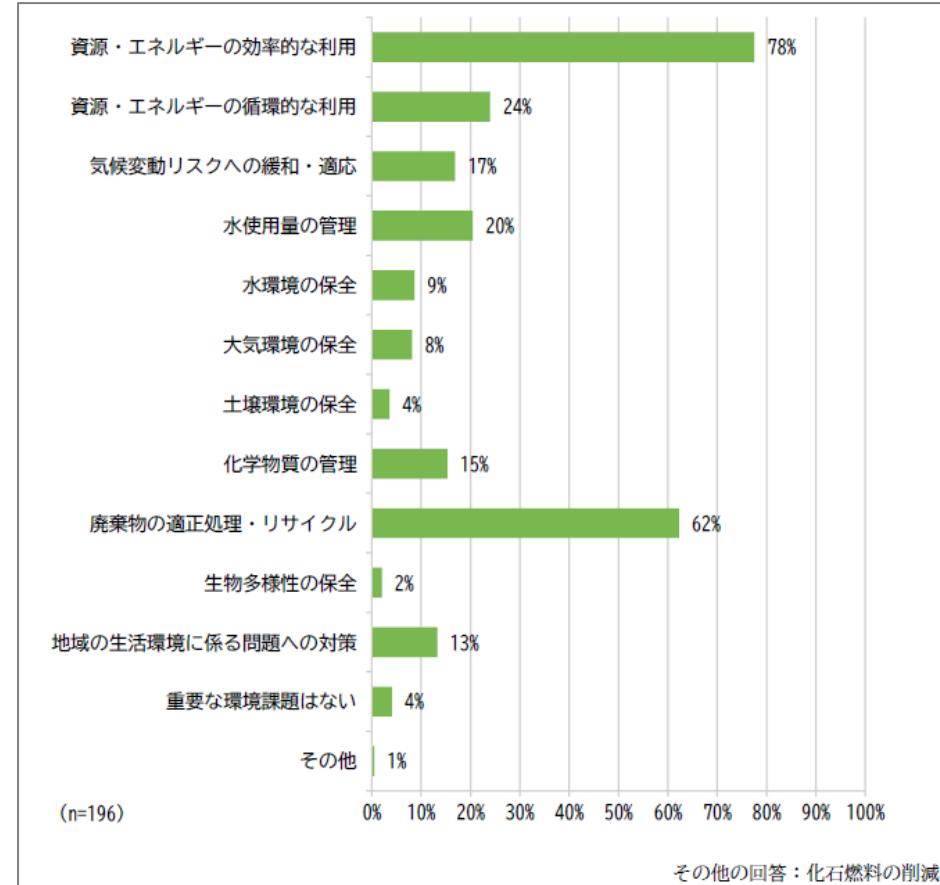


1／環境への関心や意識（事業所における重要な環境課題）

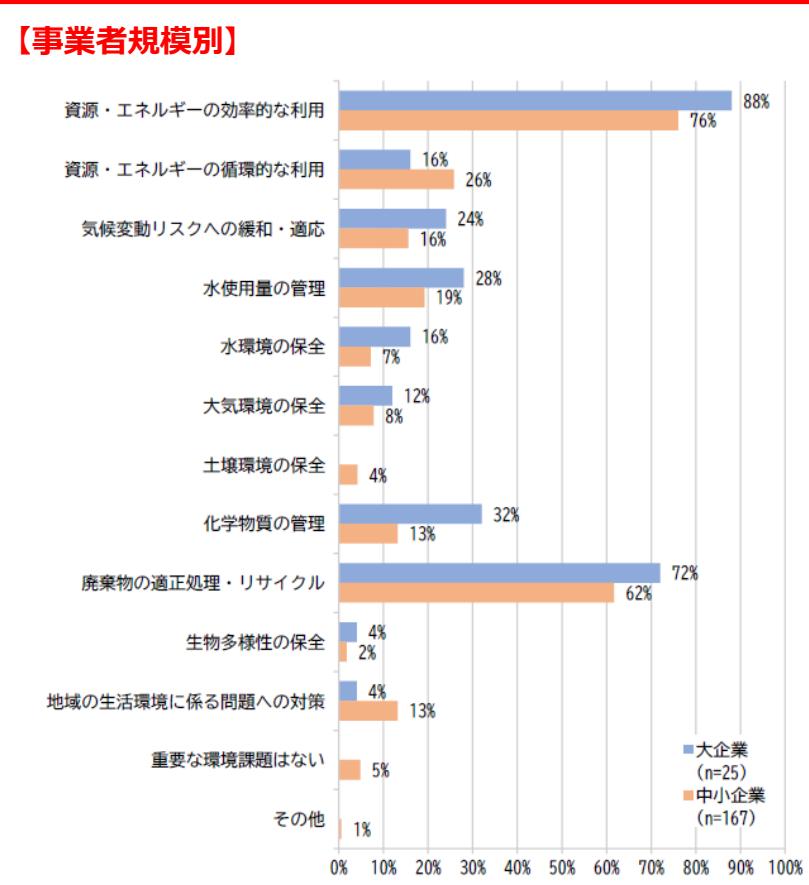
規模別

事業所における重要な環境問題について、大企業・中小企業ともに、「資源・エネルギーの効率的な利用」が最も多く、次に、「廃棄物の適正処理・リサイクル」が高くなっている。

【全体】



【事業者規模別】



2／再エネ・省エネの取組状況

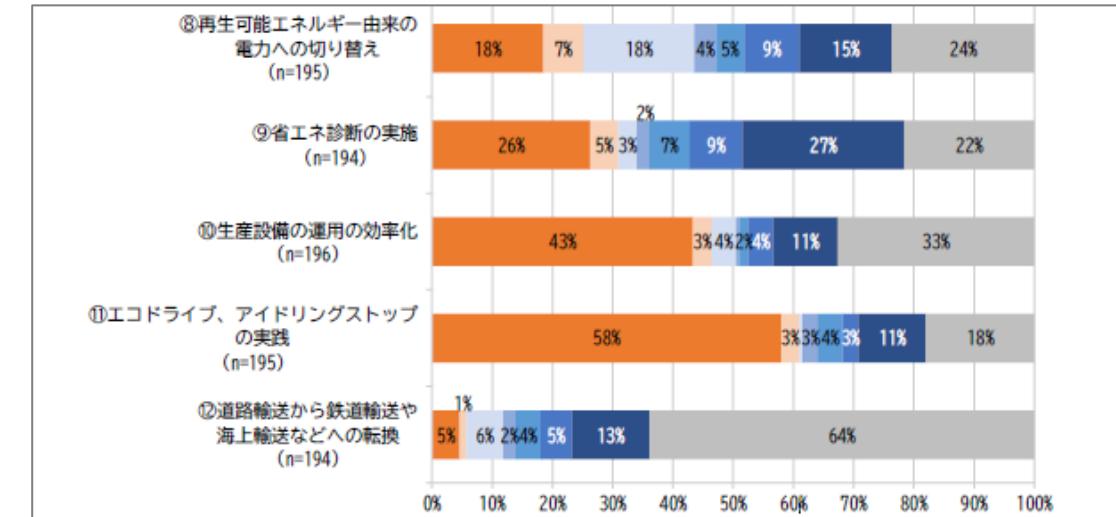
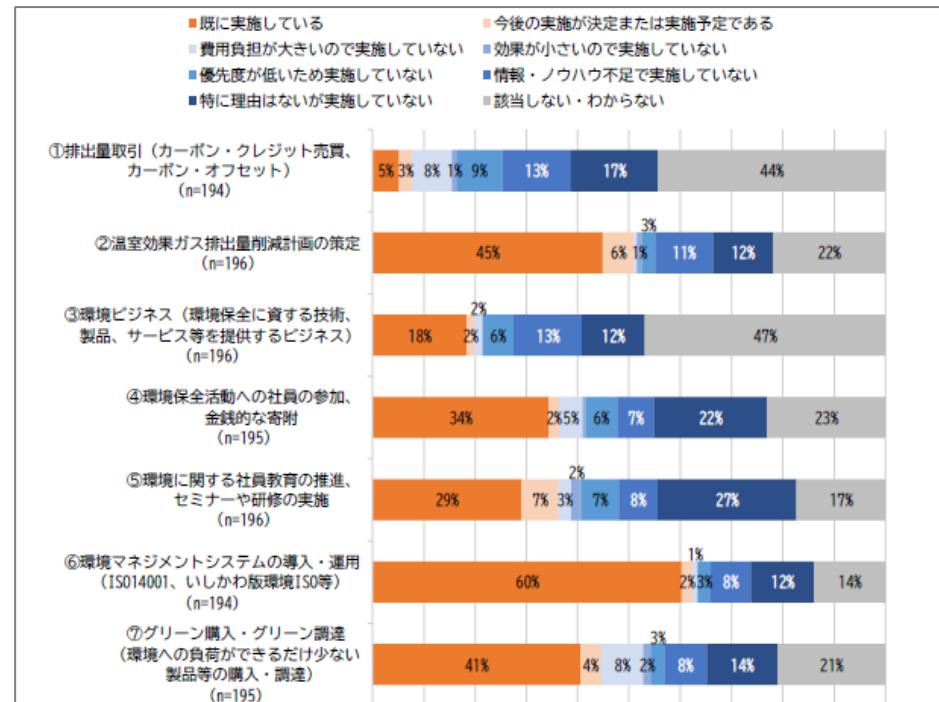
全 体

再エネ・省エネの取組状況について、

②温室効果ガス排出量削減計画の策定、⑥環境マネジメントシステムの導入・運用、⑪エコドライブ、アイドリングストップの実践は、「実施している」、「実施予定である」の合計が5割以上を占めている。

一方、①排出量取引、⑤環境に関する社員教育の推進、セミナーや研修の実施、⑧再生可能エネルギー由来の電力への切り替え、⑨省エネ診断の実施は、「実施していない」の合計が約5割を占めている。

【全体】



2／再エネ・省エネの取組状況

規模別

再エネ・省エネの取組状況について、事業者規模別では、大企業は全ての項目で、「既に実施している」が中小企業と比べて**12ポイント以上高くなっている**。

【事業者規模別】

